

「船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画(後期基本計画)－(案)」に対する
意見の概要と市の考え方について

1. 意見募集期間

令和6年12月15日(日)～令和7年1月14日(火)

2. 意見提出件数

49名98件

※いただいたご意見を、内容ごとに整理・分類したうえで、ご意見に対する市の考え方を示しております。なお、ご意見は概要のみ掲載しております。

意見 番号	ご意見の概要	本市の考え方
基本方針1 生涯学習の推進を図ります		
1	生涯学習の推進を謳うことは止むを得ないことから、この分野で特出した成果を目指すのはコストパフォーマンス的に容易ではないので、何に資金投下するのか、はっきりと目標を絞り込むべきと考える。	生涯学習の推進にあたっては、「船橋市生涯学習基本構想・推進計画(ふなばし一番星プラン)」、「船橋市生涯スポーツ推進計画」、「船橋市文化振興基本方針」、「船橋市子供の読書活動推進計画」など分野ごとに計画を策定するとともに、それぞれの計画が効果的に実行されるよう現状と課題、今後の方針や優先的に取り組むことなどを整理しながら実施しております。
2	P36 基本方針1推進目標1施策2「地域の拠点「公民館」の充実」について 公民館主催事業について、参加できる人数が少なすぎる。公民館のキャパシティが小さいため。コミュニティ・スクールのところでも少し触れているが、「地域との連携」を推進するために社会教育主事職員の充実も必要。	公民館は、地域の活動の場としてだけではなく、市民の学習の場として、様々な事業を主催しております。公民館の収容能力は館によって違いがありますが、各館で事業内容を検討する際に、いただいたご意見を踏まえまして適切な参加人数を決定して実施してまいります。また、社会教育主事の職務として、「地域との連携」は必要な役割です。現在、各公民館に最低1名の社会教育主事を配置しております。施策である「地域の拠点「公民館」の充実」を推進する上で維持していく必要があると考えております。
3	生涯スポーツ、体力向上について 児童生徒の体力テストの投力の低下は毎年言われていますが、公園でボール遊びを禁止する看板が多く目立ちます。体育の時間だけでは投力の向上は難しく、放課後の自由に遊べる時間にもたくさんボール遊びをする中で伸びていくと考えます。大きな公園(長津川親水公園など)はボール遊びを禁止せず遊べるようにしてほしいですし、地域にある小規模公園についても住宅が隣接してる場合はネットや柵などを立て、ボール遊びができる環境を整えてほしいです。 ふなばし健康まつりに参加していますが、そのときは運動公園の陸上競技場や野球場など一般人が自由に入れて、クラブチームに入っていない子供達も市の施設に触れられて良い経験になっています。普段のオンライン予約を見ると大会やクラブチームの練習で予約が埋まっている状態ですが、できれば月に1回土日のどちらかは一般開放(無料)していただき、市民が誰でも陸上競技場を走ったり野球場でキャッチボールができたりすると生涯スポーツとしてありがたいです。 大きな公園(行田公園、長津川親水公園)は大きな複合遊具をいれて、幼児期から学童期にかけて、体幹を鍛え運動能力の向上を目指してほしい。他市、他県の大きな公園には立派な複合遊具があります。子供が自ら遊びたいと思える大きな遊具がほしい。特に行田公園は3歳から6歳程度の簡単な遊具しかなく、小学生では物足りないです。運動に親しむ子供達の育成のため大型複合遊具の導入を希望します。	本市では、中学生と市長が船橋の未来を語り合う『こども未来会議室』で「公園でボール遊びがしたい」という声があり、様々な検討をした結果、現在、市内の32施設(令和7年3月1日より31施設)でボール遊びができる運用をしています。また、安全にボール遊びが行えるようルールを整備を行い、周知を図っております。引き続きボール遊びができる施設の拡大に向け検討を行うとともに、市民の皆様が身近な場所でスポーツが行える環境を充実できるよう努めてまいります。 また、運動公園の野球場・陸上競技場は、市民大会など多くの大会が開催されており、ご利用に際してご不便をおかけし申し訳ございません。陸上競技場につきましては、有料ではございますが大会等の行事が開催されていない日に個人開放を行っております。そのほか、ご要望いただきました無料での一般開放につきましては、運動公園の管理運営を委託している指定管理者にも情報共有し、今後の運営の参考とさせていただきます。 本市では、子供を含めた市民の健康づくりを促進するため、身近な場所で運動ができる環境の整備に努めております。公園は、市民の皆様にとって身近な運動の場でもあることを踏まえ、公園の改修や遊具の更新等に合わせて、大型複合遊具の導入を含め検討しております。今後も利用する方の様々なニーズに応えられるよう努めてまいります。
4	地域の高齢者への件ですが、これは我が子たちと良く議論したのですが、彼らに必要なのは人と交わることと、「文化」である。との意見が出ました。ここからは子どもたちの理想話ですが、移動美術館や移動博物館のように本物を公民館等に持ってきて、高齢者の方に文化活動を楽しんでもらうことが生涯学習への意欲へも繋がり、またそれにより体験活動の少ない小学生もそれを楽しむことができ、良いのではないかとのことです。 私は今までこの地域には「言葉」がないと思っていたのですが、子どもたちと話していて、今この地域に必要なのは言葉よりも「文化」なのかと思い始めました。	ご指摘をいただきましたとおり、子供から大人まで誰もが文化に親しめるよう、各地域で文化の振興を図ることは大変重要なことと考えております。 計画案の41ページ、基本方針1推進目標3施策1「文化に触れる機会の提供」にて、「アウトリーチ活動等を通して、あらゆる市民が文化に触れることができるよう取り組みを進めます。」としております。 また、計画案の43ページ、施策2「地域の特色を生かした文化活動の推進」にて、「各地域の文化を振興することは、人々が生き生きとした生活を送るだけではなく、市民同士がつながることで文化の裾野が広がるとともに、新たな文化を創出し、地域の活性化やまちのイメージ向上にも貢献すると考えられます。子供から大人まで誰もが文化に親しめるよう、市民の鑑賞・活動機会や場を充実させ、地域における文化活動を支援する施策に取り組めます。」としております。

意見 番号	ご意見の概要	本市の考え方
5	大きな図書館、くつろいで座って読める図書館がもっとあればと思います。 子連れで本を借りて帰る、雨の日でも行きたい、などの理由もあり、車に乗って行くことが多いのですが中央図書館は駐車がしにくいです。また遠いため、子どもだけで行くことも出来ません。 現在、毎週のように市川市の図書館に行っていますがやはり時間がかかります… 学校帰りでも気軽に寄れるような、子どもでも安心して安全に行けるような場所に、大きな図書館をぜひ増やしてほしいです。 夏見台小学校の近くのJR団地の跡地などの場所はどうでしょうか。	本市ではこれまで公民館図書室を図書館とネットワーク化するなど、既存の公共施設を活用した図書館サービスの拠点の整備を進めてまいりました。現在、4つの図書館に加え、分館的機能を持つ17か所の公民館図書室等、2か所の図書貸出返却窓口、35か所の移動図書館ステーションを設けており、これら全体で図書館サービスの提供を行っているところです。 現時点では、ご提案のありましたJR東日本夏見台社宅を含めて市内における図書館新設の予定はございませんが、いただいたご意見は今後の図書館行政を進めるうえで参考とさせていただきます。
基本方針2 家庭と地域の教育力向上を図ります		
6	P58 基本方針2推進目標1施策1「学校、家庭、地域の連携・協働の推進」について コミュニティ・スクールの実効性には大いに疑問がある。コミュニティ・スクールへの移行時、保護者・住民に対して説明会もなく、学校からの文書も「導入することになりました」という紙1枚。推進員もどんな人かわからない。委員の身分や権限が変わったとはいえ、実質的に学校評議員制度と同じようなメンバーで、基本的に素人であるため委員としての資質にも疑問がある。何をやっているのか説明もなければ情報も出てこないし(努力義務どまり)、今のところ保護者・住民として何の意見も協力も求められていない。基本理念を確認し実効性を高めてほしい。社会教育主事か社会教育指導員などを配置してほしい。 また、保護者代表＝PTA代表ではないこと、同じく、住民代表＝自治会代表ではないことにも留意してもらいたい。PTAや自治会は飽くまで有志による任意の団体なので、全体に対して言うべきこと、聞くべきことを安易にこれらの団体を通して伝えたり、聞いたりすることは避けるべき。 一方で、本来PTAは保護者や教員の間での意見交換や情報交換によって子どもたちの問題等を把握するのに効果的な存在である。それが長年にわたる活動内容の変容(単なる学校の後援会的な活動)により、現在は無関心や敬遠する保護者も少なくない。PTAに余計な仕事をさせず、本来持っている力を十分果たせるようにするために、行政・教育委員会も努力する必要がある。これは自治会にも言えることであろう。 「生涯学習に関するアンケート」にあったように、自分のスキルや知識等を自分以外のために活かしたいという人たちがそれなりに存在するので、マッチングによる活用が望まれる。 コミュニティ・スクールがしっかり機能しているならば、地域や保護者への問題共有を進め、教育について家庭、地域、学校のそれぞれがそれぞれの役割を確認し、それぞれが互いに責任を果たしてゆくというより良い状況を作ることができるだろう。まずはコミュニティ・スクールを実効的なものとし、こういうところに活用してほしい。	船橋市学校運営協議会の設置等に関する規則により、学校運営協議会の委員は、1対象学校の地域住民、2対象学校に係る保護者、3学識経験を有する者、4対象学校の校長、5対象学校の教職員、6その他教育委員会が適当と認める者、としております。また、船橋市学校運営協議会に関する要綱では、対象学校の校長が委員を推薦することができるとしております。学校運営協議会の在り方など様々なご意見を参考にしながら、よりよい学校運営協議会となるよう努めてまいります。 各校PTAにおいては、地域の実情に応じ、保護者と教員の意見交換や情報交換等、過度な負担とならない範囲で活動いただきたいと考えております。 市民の知識やスキルを地域に還元できるような効果的なマッチングについて、地域学校協働活動におけるコーディネート機能をより推進してまいります。
7	P59 基本方針2推進目標1施策2「子供たちの体験・交流活動などの推進」について 放課後教室の充実を希望。様々な人材によるインスタント講座などを実施してもらい、興味のある子供たちに対して様々な学習や活動を提供できるようになると良い。他地域では学習支援などを行っているところがあるが、それもととても良いと思う。 世代間交流について、現状様々なイベントをそれぞれの団体(公民館、自治会、商店会、PTAなど)が実施しているが、どこもリソース不足が問題になっている。このような地域のイベントは合同で実施できるようになると良いのでは。	放課後子供教室においては、引き続きボランティアに協力いただきながら様々な体験の機会の充実を図ってまいります。 人材不足により世代間交流が停滞することのないように地域で活躍する団体の情報収集や発掘に努め、それぞれの団体との連携についても模索したいと考えております。
8	P61 基本方針2推進目標1施策3「青少年健全育成の推進」について 青少年センター、青少年相談員、青少年委員会(自治連)、青少年育成会(地域の団体)、青少年補導員。公なのか民なのか、何が何だか。 青少年〇〇と聞くと、「キャンプ」と「補導」ばかり。「青少年健全育成」とは？もっとアイデアや意見を募ってはどうか。	本市では、青少年の心と体の健全な育成を図るとともに健全育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護をすることを目的として、一宮少年自然の家や青少年キャンプ場・青少年会館を活用し、市民等からなる青少年健全育成団体にも協力いただきながら各種事業を実施しております。今後も、青少年を取り巻く環境の分析を進めるとともに、青少年や団体、市民の意見を把握しつつ、青少年の健全育成に資する取り組みを継続してまいります。

意見 番号	ご意見の概要	本市の考え方
9	P62 基本方針2推進目標2施策1「家庭教育支援の整備・充実及び情報と場の提供」について 家庭教育セミナーの充実を希望。現状では、公民館のノルマをPTAの企画で消化しているようなもので、内容も「家庭の教育力向上」という観点ではあまり効果的とは言えないものも多い。PTAが機能不全で保護者たちや教職員の間で意見交換が実施されていないので、実際に今何が問題なのか、家庭や教員がどんな情報を求めているのかなどを把握することが難しく、適切な企画を選定することができないのである。また、予算はどのくらいあるのか？教育や社会の分野で実績のある有識者などを呼んで講演会等を開催できると良いと思う。	各公民館において、PTAをはじめ関係機関や地域団体と連携し、家庭の教育力向上に繋がる事業を展開しております。しかしながら近年、PTAを取り巻く環境が変化しており、連携の部分が難しい地域もございます。「家庭教育セミナー」の適切な企画の選定は、いただいたご意見を踏まえまして、社会教育主事が中心となり、学校・PTA・地域団体と連携し取り組んでまいります。
10	P63 基本方針2推進目標2施策2「幼児期の教育支援の充実」について 「こんにちは赤ちゃん事業」は大変良かった。産後うつやその他の困難を持つ親子については、60日以降も継続して訪問してもらえたことが大変助けになった。 こんな場所があれば…常設の子育てサロン。保健師や助産師等が常駐していていつでも相談に行けて、一角に他の親子と話したり遊んだりできるスペースがある。公民館などの行きやすいところであれば、地域の子育ての先輩とも交流できる。ただ、公民館はキャパシティがなさすぎる。	「こんにちは赤ちゃん事業」についてのご意見は、関係部署と共有させていただきます。 ご提案の常設の子育てサロンについては、公民館の利用形態から難しいですが、市福祉部局や他関係機関と連携し、子育てのアドバイスや相談に関する場を提供することで、子育て世代の支援を充実してまいります。
基本方針3 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります		
11	子供の日常会話の水準を強化することができ、早すぎる放課後に学校内の補習があることを望んでいます。私の息子は日本に来て、少し社会的に恐れていて、もっと多くの関心を得ること、多くの交流ができることを望んでいます。英語や日本語の教育を更に高める必要があって、多く校外学習の機会を行ってほしい。	外国人や外国から帰国した児童生徒で日本語の指導が必要な児童・生徒が在籍する学校には、必要に応じて日本語指導員及び日本語指導協力員を派遣し、指導及び支援を行っております。日本語指導及び支援については、授業中に行うこともあります。各校において必要に応じて放課後に個別に補習を行うなどの対応をすることもあります。安全上の都合等もありますので、全校が同じ対応ではなく、その判断は学校ごとに異なります。なお、英語に関しましては通常は小学校3年生以上ですが、本市は文部科学省の教育課程特例校になっていきますので、1年生から英語の授業を行っております。
12	現在の小学校は、『新しいことを学ぶ場』なのか、『学校の授業についていけないとまずい。という基準』なのか知りたい。江戸川区では、算数をクラス分けしたり、補習授業があったり、遅れている子が取り残されないようにしてくれていると聞いたので、是非船橋市でも取り入れてほしい。 校外で学習しないと、ついていけないのは、家庭により差がつきそうでこわいです。 先生の働き方の負担軽減も気になりますが、その中で出来るだけお願いしたいです。	本市の学校教育では、学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図るために、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力を育むとともに、学習意欲の向上や学習習慣の一層の確立を図り、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育に努めております。 以上のことより、授業は「新しいことを学ぶ場」であるとともに、「授業についていけない児童生徒が取り残されない」ように、個に応じた指導の一層の充実を図ることが大切であると認識しております。 算数のクラス分けや補習授業につきましては、ご意見として承ります。
13	外国人生徒や日本語指導が必要な生徒への日本語教育の更なる充実が必要だと考えます。 小学校の英語教育において、中高とは違う小学校ならではの言語教育方法に精通した教員の育成もしくは外部からの登用が必要だと考えます。	日本語の学習機会については、対面による日本語学習指導及び支援、また年間を通してオンラインによる日本語学習を20時間行っております。今後も日本語指導が必要な生徒への日本語教育を充実させるために、指導員や支援員の確保に向け国際交流協会と連携を図りながら進めるとともに、一人一台端末を使用したオンライン授業の学習の機会をさらに充実できるよう検討してまいります。 小学校の英語教育では、児童が英語に慣れ親しみ、コミュニケーションへの興味や意欲を育むことを目指しております。特に、担任が指導を行うことで、英語の学びが他の教科や日常生活と自然に関連づけられ、教科横断的な学習につながっております。 また、本市では小学校と中学校の連携を大切にしており、学習内容や指導方法について情報共有や協議を行っております。これにより、小学校での学びが中学校の英語学習へとスムーズに接続されるよう工夫を重ねております。教育委員会も、教員の指導力向上を目的とした研修を計画的に実施しており、専門的な指導方法や児童が主体的に学ぶための機会を設けております。

意見 番号	ご意見の概要	本市の考え方
14	小学生への教育について家庭教育の重さが様々であり、とても難しい問題が積み重なっていると感じております。例えば、娘のお友達で体験活動がなく、また給食以外での食事が提供されていない家庭等があり、一見すると児童虐待のようにも思える話なのですが、そのようなことはなく、ただ保護者の栄養に関する知識が少なく、また勉強への興味のなさから生まれてしまっていることで起きており、そして、その保護者の話を聞くと、保護者自身が子どもの頃そのように育てられてきていたり、負の連鎖が悪気がなく行われてしまっている家庭があることを知りました。また、子どもの教育へ感心の高い家庭ですと、学習面に対して良き子どもへの関心もまた連鎖し、そうすると、一つのクラスに2タイプの家庭の子どもたちが存在しており、これがフタコブラクダと言われる現象であることを真摯に感じます。 また、教育への関心の高い親の子どもたちが必要としている学校教育と、教育への関心の低い親の子どもたちが必要としている学校教育は別の物であるように痛感しております。そのために、立場により「担任のあたり、はずれ」のようなものが出来てしまい、クラスをレベル別にできない限り、先生は非常に授業を行いにくい環境だと考えます。 今後もし現在のような均等分け学級で行く場合に、提案があります。 まず、探究心を深めることができ、議論の活発なアクティブラーニングな学級を実現することが子どもの学びを楽しいと思う気持ち、学び続ける気持ちを伸ばしてくれるであろうと考えます。 そのためには、学力の低い児童の学力を全面的に高め、かつ学力の高い児童が主体的に学べる環境作りが必須であると考え、これは担任の先生一人の力では難しいことだと思い、学力の高い児童の保護者たちに全面的に協力をしてもらうことを提案いたします。 学力の高い児童の保護者たちは家庭教育を大切にしているでしょうから、それを自らの子どものクラスメートへも行うのです。放課後等の時間で学校を開放して、保護者が必要な児童へ基礎力を高める補習をします。 また、イベントの形で教育へ関心のない保護者へも教育へ関心をもってもらう方法をとっていきます。 そうしていくと、その学級の学力が全体的に上がるので、学力の高い我が子が良い議論のできる仲間を得ることができ、担任の先生は学習の基準を高い子へ合わせることができ、より活発な授業となり、より良い環境になると思います。うちの子ども達は〇〇小学校へ通っております。この小学校なら、それに賛同してくださる保護者がいると思っています。実験校としてぜひやってみて欲しいです。	市立の小中学校には様々な実態の児童生徒が通っております。学級編制に関しては学校長の判断になりますが、教育委員会といたしましては学習への関心等、特定の能力等を判断基準とした学級編制を推奨する予定はございません。また、様々な児童生徒が学級には混在することを前提に、教員はそれぞれの個に応じた支援をしながら学級全体の学習活動を行っております。 保護者に関しましても市内には様々なお考えや事情をお持ちの方がいますので、市立小中学校で一律の基準で協力を求めることはいたしません。 担任も含めた校内分掌については、学校全体の状況を鑑み、学校長が決めております。また、近年コミュニティ・スクールができたことにより、児童生徒の教育に地域全体での関わりが始まっているところです。学校、家庭、地域が連携して、教育活動を進めていけるように各学校が取り組んでいるところです。
15	P64 基本方針3推進目標1施策1「「わかる授業」の推進」について 学校訪問・要請訪問の全校実施についてはとても良いと思う。高度なスキルを持つ指導主事が的確な指導や助言を行い、学校において改善のための取り組みがスムーズに行えるよう教育委員会等がしっかりサポートするよう求める。また、指導主事だけでなく、学者・研究者等の有識者にも見てもらおうと良いと思う。	授業の質の向上のために、教育委員会による指導助言を積極的に行っております。通常の授業においては研究者等の有識者の導入は考えておりません。教育委員会では最新の教育課題に対応するために市内の小中学校の中から研究校を指定しております。これらの指定校では、大学等の研究者を講師として招き、指導・助言を求めながら教育実践に取り組んでおります。
16	P64 基本方針3「学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります」について 学習方法の在り方をもっと検討すべきだと思います。例えば自宅学習ですが、未だに紙のドリル、音読等で、楽しく学習するとはほど遠く、ただやらされていると感じる課題が多く出されている。今の子どもたちはタブレット学習に馴染んでいるわけだから、もっと宿題等にも取り入れるべきだと思う。親や教員の丸つけの負担も減るのでは。子どもがやりたいと思える学習方法を積極的に取り入れるよう各校に促すべきでないか。	宿題は学校ごとに児童生徒の実態に応じて出されています。宿題の出し方などについては様々ではありますが、いただいたご意見を参考にしながら、より効果的な学習方法を検討してまいります。
17	P65 1人1台端末 デジタル機器の使用ストレスに配慮した運用が必須と考えます。	（教職員のストレス） 学校へは、児童生徒の学びを深め、思考の活性化につながるなど学習効果が期待される場合において、学習用端末を含めたICT機器の活用を求めています。そのため、全ての授業、全ての場面で使用しなければならないということではございません。支援員などのサポート体制も整えながら、適切な機器の活用を引き続きお願いしてまいります。 （児童生徒のストレス） 学校へは学習効果が期待される場合など、必要に応じて学習用端末を活用することを求めています。また、使用時の姿勢についてや、使用が長時間になる場合には、一定時間ごとに必ず休息を入れるなど、児童生徒の健康面にも配慮するよう通知しております。引き続き、端末の使用が児童生徒の身体に悪影響とならないよう、注意喚起をしてまいります。

意見 番号	ご意見の概要	本市の考え方
18	P65 基本方針3推進目標1施策2「一人一人に応じたきめ細かい授業の推進」について 学習サポーターはぜひもっと増やしてもらいたい。教員も子どもも助かる。	学習サポーターの募集については、近隣大学に掲示用ポスターを配付するとともに、直接大学に訪問するなど、周知に努めております。また、本市のHPに募集の掲載もしており、今後もより多くの人数が確保できるよう努めてまいります。
19	P66 基本方針3推進目標1施策3「主体的な学習活動の奨励」について 【主な事務事業及び成果指標】社会科作品展、科学論文・工夫作品展とありますが、成果指標がかなり大雑把だと思います。夏休みの任意課題が成果指標というのは不適切だと思います。生徒全員の成果を見て測ってください。小学校では、先生が生徒が意見を述べる、まとめるなど主体的な学習活動のために努力なさっていると思います。が、滅茶苦茶な日本語のまとめの文章のまま放置されており、意味があるのかなと見ていて思います。まとめ方を教えてから、文章が書けるようになってからの課題ではないでしょうか。学年にあった学力の課題をだすのに苦慮されているのが現状です。目標が曖昧で教師が困っているのではないのかなと保護者側から見て思いました。学年の学力にあった課題をだせるようにもう少しフォーマットなど設定したほうが良いのではないかと思います。クラスの生徒の学力もバラバラでできる子に合わせればできない子がついていけない、できない子に合わせるとできる子が時間をもてあましているのが現状です。学力別クラスのほうが先生も教えやすいのではないかと思います。 P66 基本方針3推進目標1施策3「主体的な学習活動の奨励」について 「主体的な学習活動」の結果＝作品展？ 主体的・対話的で深い学びには、対応する大人の姿勢が重要。教員その他の指導員の資質を向上するか、その他人材の活用を進める必要がある。	主体的な学習活動は、各校がそれぞれの教育活動の中で行っております。また、「主な事務事業及び成果指標」で示した社会科作品展、科学論文・工夫作品展は、任意課題であるからこそ、児童生徒が自分の興味関心にしたがい、探究テーマやまとめ方等を主体的に取り組むことができるため、成果指標としております。普段の学校での学習活動にとらわれることなく児童生徒の主体的な学習活動を発表する場として、社会現象に関する調査研究や科学研究を社会科作品または科学論文・工夫作品としてまとめる活動を奨励しております。 自分の言葉で意見などまとめる力は今求められている力の1つと言えます。しかし、「間違った文書を正しく直すこと」や「基本的なまとめ方」については当然指導すべき事項です。 各校では学習指導要領の各学年の目標を各校の児童の実態に合わせて達成することができるように指導しております。市内には多くの経験を持っている教員もいれば、まだまだ経験の浅い教員もいます。教育委員会としては、すべての教員が質の高い教育を提供できるよう指導助言してまいります。 市立の小中学校には、様々な学力のお子さんが在籍しております。そのため、算数などでは早く問題が解けた子には追加の問題を出すなど多くの学校が「個に応じた指導」を行っています。学級編制に関しては各学校ごとの判断になりますが、教育委員会として学力別のクラス編成を推奨する予定はございません。
20	P67 基本方針3推進目標2施策1「国語教育の充実」について 本を読むのが効果的なのは言うまでもない。貸出数や司書数にこだわるというより、要はどうしたら読んでくれるか。何を讀んだらいいか分からない子や文章が苦手な子への支援が重要。興味を持ってもらうこと、本や読書の何がすごいのかを教えられる人(もちろん司書も含めて)がいると良い。読書がすでに好きな子にはもっと学びを進めたり、広げていけるサポートができる仕組みがあると良い。基本方針4-推進目標4-施策3も同じ。	読書活動の推進に向けて、各校の優れた取組を共有したり、講師から学んだりする研修会を学校図書館を担当する教員や学校司書を対象に行っております。今後も研修会等を充実していくことで、学校図書館運営や指導・支援する職員の資質・能力の向上に努めてまいります。
21	P68 基本方針3推進目標2施策2「小中連携英語教育の推進」について ぜひ、当事者である子どもたちにも聞いてみてほしい。小学校から中学校の英語への授業内容の変化については、子どもたち自身も思うところがあるようである。	小中連携英語教育の推進については、ご意見として承ります。
22	P68 基本方針3推進目標2施策2「小中連携英語教育の推進」について、改善を求めます。 船橋市のほとんどの小学校では、担任が英語を教えています。しかし、担任は、全教科教えなければならないため、十分に各教科、授業準備をする時間が取れないのが現状です。特に、一緒に授業を行うALTとの打ち合わせが毎回必要になりますが、ALTが各クラスの担任と打ち合わせをする時間を確保することは、難しいです。ほとんどの教師は、英語が話せず、ALTとの意思疎通がうまくいきません。 そこで、市内全小学校に英語専科を配置していただくことで、より充実した英語教育を行うことができると考えます。習志野市では、全小学校に英語専科が配置され、充実した英語教育を行っています。市川市では、英語指導員の方がレッスンプランを考えたり、教材の準備をしてくれます。業務過多の学校現場では、担任の負担を軽減させられる効果もあります。どうか英語専科の全小学校配置をお願いしたいです。	小学校英語専科につきましては、各学校からの要望を受けて、千葉県教育委員会に加配を要望しております。要望した小学校英語専科の加配が配置されるよう、引き続き、千葉県教育委員会に要望してまいります。

意見 番号	ご意見の概要	本市の考え方
23	学校教育について 学校教育は毎年時代にあわせて見直されているのでしょうか。小学生の娘をみているかぎり、疑問です。 さいたま市ではグローバルスタディという独自の英語教育をしていることをご存知でしょうか。これからの時代に臨機応変に対応する力をつけさせないと生きていけないと思います。 英語は週1-2回の授業しかありません。使う場所也没有。習い事ではなく、日常に持ってくるべきだと思います。 さいたま市のお話を聞いた際に引越したくなるくらいでした。生きていく力をつけさせるのが教育だと思います。 ぜひ船橋市も真似した方がいいと思います。 P68 基本方針3推進目標2施策2「小中連携英語教育の推進」について 文科省の学習指導要領 の問題かと思いますが、週1程度の英会話授業で、聞く、話すは全く身につけていません。毎日英語をシャワーのように浴びていれば、文法を教えずとも聞く、話すは身につくと思いますが、週1程度では何も覚えてないのに、翌週には違うテーマの英会話となり、何も身につかないのが現状です。せめて単語は覚えるような工夫でもあればがせいぜいなのかなと思います。	現在、本市の小学校では、全学級に週1回以上、ALT(外国語指導助手)を授業に配置し、子どもたちが英語を実際に使う場を設けております。この授業では、英語を「話す」「聞く」の活動を中心に進め、コミュニケーションを実践する中で楽しく英語に親しむことができるよう工夫しております。また、学校教育が常に時代の変化に対応できるよう、教員向けの研修も充実させております。さらに、ご指摘いただいた「さいたま市のグローバルスタディ」についても、その先進的な取り組みを参考にし、本市でもより効果的な教育環境を整えられるよう努めてまいります。
24	算数少人数の充実 東京都では算数少人数を実施し、単元ごとに能力別に分け、子の能力に応じたきめ細やかな指導を行なっています。現在のクラス算数では算数につまづきがある子は学年が上がるにつれて全くついていけなくなってしまう。また、担任以外の教員と授業をすることで、担任1人が悩むのではなくチームとして多面的に児童理解ができ、相性の合う合わないといった児童側の問題や教員側の負担も軽減されます。	現在、本市の小学校では、少人数担当の方と担任が算数の授業を行ったり、算数専科の方が担任の代わりに授業を行ったりしております。また市内の全ての小学校に授業の支援を行うために、教職を目指す大学生や地域人材等を学習サポーターとして派遣し、一人一人に応じたきめ細かい授業を推進しております。充実の面に関しては、ご意見として承ります。
25	P69 基本方針3推進目標2施策3「理数教育の充実」 について 理数系は宇宙と数学だけではない…。やはり人材確保から始まるのではないか。特別授業など。	本市では、「理数教育の充実」に関し、主な事務事業として「プラネタリウム学習放映」及び「『算数・数学チャレンジふなばし』の開催」を挙げておりますが、その他にも、船橋市総合教育センターでは、「科学の広場」を開催しております。「科学の広場」は、子供たちに科学の実験や工作を通して、科学の面白さを体感してもらうために、外部から講師を招請しております。また、参加した子供たちからは「科学がこんなに面白いと思わなかった」「楽しく、興味深い実験だった」「とてもいい機会だった」などの感想が寄せられ、大変好評をいただきました。これらの事業は、理数教育の充実に寄与しているものと考えております。
26	P70 基本方針3推進目標2施策4「主権者教育の推進」 について まずは憲法を解説することが必要なのでは。人権についての教育も、社会性の醸成にとって大変重要である。現状では主権者という言葉の使い方があまりにも限定的。法教育は大切。基本方針4-推進目標1-施策1とわざわざ分離するのは何故なのかよく分からない。	主権者教育については、意見番号93の主権者教育についての回答のとおりです。
27	P71 基本方針3推進目標2施策6「伝統や文化に関する教育の充実」 について 教育課程に沿って都度実施していけばよいのでは。ただ、市内だけだと内容も限定的になるので、県内の歴博や都内の博物館に行けたらとても良い。	伝統や文化に関する教育については、教育課程に沿い、各教科で実施しております。学校によっては校外学習などで博物館などに行っております。

意見 番号	ご意見の概要	本市の考え方
28	P72 基本方針3推進目標2施策7「その他の今日的な教育課題に対応する教育の推進及び充実」について SDGsについては、将来を担う子どもたちにとって大切なことばかりなのでたくさんを知ってほしい、考えてほしい。広範な問題なのですべてを網羅するのは無理にしても、やはり実際の現場を知ることが一番インパクトがあると思う。各分野で活躍している人たちの活動や話を聞く機会を持ってもらいたい。実際に招かなくとも、YouTube等でもたくさんの活動家が情報を発信している。 キャリア教育については、具体的な職業についてどうこうというよりも、今受けている教育や自分の頑張っていることが将来どう役立っていくのかという道筋・ヴィジョンを見せてあげられるような教育にしてほしい。	SDGsについては、各教科及び総合的な学習の時間などで取り組んでいる学校が多くあります。また、キャリア教育については、特別活動や総合的な学習の時間で取り組んでおります。内容についてのご提案は、ご意見として承ります。
基本方針4 豊かな心を育成し社会性を高めます		
29	基本方針2および4に関して、わが国は近年、倫理や道徳、順法精神の劣化が甚だしいので、市として倫理や道徳を重視する姿勢を打ち出して、船橋市はわが国で先端に行く意欲を明示してもらいたい。具体例を示すと、わが国の小中高等学校での生徒の科学研究の成果を見ると、驚くことに、ほぼ半数は研究倫理や道義に反する状況で不正と見做されるものとなっていて、極めて深刻で嘆かわしい事態となっている。これらの生徒研究の中から、世界や国際レベルの大会やコンテストに応募できる作品は選考が困難な状況である。これは、生徒自身の問題と言うよりは、指導教諭や保護者の認識の甘さや倫理感のなさが大きく、基本方針6の課題でもある。このような倫理感や正義を目指す意識は、西欧やアラブ圏では信仰心に支えられているところがあり、わが国はやや難しいところながら、配慮を求めたい。いわゆる道徳の授業ではカバーできない領域ではある。	道徳教育については、基本方針4推進目標1「道徳的实践力の向上と規範意識の向上」で示しているところですが。今後もよりよい実践となるよう努めてまいります。
30	人権教育について 計画(案)の中では、人権教育について言及されていましたが。令和6年第2回定例会の一般質問にて、池沢みちよ議員が男女混合名簿について質問されていましたが、その後、日常の場面での活用は進んでいますでしょうか？もし、あまり進んでいないようでしたら、性差別をなくすことも人権教育の一つですので、推進をご検討いただきたいと思いました。	男女混合名簿については、各学校において、活用が進んでおります。教育委員会としましては、引き続き男女混合名簿を日常の名簿とすることを推進してまいります。
31	P74 基本方針4推進目標1施策1「道徳教育・人権教育の推進」について 大人たちができていないのでは子どもたちへの説得力がない。関わる大人の規範意識がしっかりしていることが大前提。まずは教職員等への教育を実施する必要があるのでは。 せっかく設置しているのだから、スクールロイヤーによる憲法やその他の法律についての授業・講演等を実施するのも良い。 日本人は大人でも議論が苦手な人は多い。普段の授業等を通じて、都度、議論の仕方(意見の伝え方・聞き方、ポイントの押さえ方など)を教えていけると良い。いじめ防止や情報リテラシー向上の助けにもなる。推進目標2-施策2にも通じる。	道徳教育・人権教育については、学校教育活動全体を通じて、各学校の実態に合わせて工夫しながら行っております。各学校において、道徳科の授業で重点とする内容項目を設定したり、講演会等を行ったりしながら取り組んでおります。議論の仕方については、道徳科のみならず各教科等の授業で「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指しております。併せて、教職員の人権意識の向上を目指し、研修等に取り組んでおります。スクールロイヤーの活用として、各学校へスクールロイヤーを派遣し、児童生徒や保護者、教職員に向けて出張授業を行っております。内容は、法律の話や人権、いじめの防止、SNSの危険等に関して予防教育を行っております。
32	P75 基本方針4推進目標1施策2「体験活動等の推進」について 体験し実感することが一番効果的。活動を受け入れてもらえる環境があるのなら、老人施設や特別支援学校、外国人学校あるいは動物愛護センター等を訪問したり、ボランティア活動等に実際に参加してみるのが良い。	各学校では、教育課程に応じ様々な体験活動を取り入れております。ご提案の内容は、ご意見として承ります。

意見 番号	ご意見の概要	本市の考え方
33	子供たちのインターネットやSNSにおける情報モラルを高めるための教育 現代の子供たちには、当たり前のものでインターネットや SNS が存在しており、それは便利な物でありながらも、時には刃をにもなりうる物として存在しています。 ”情報モラルを高めるための教育”は必要であることはもちろん、それだけでは不十分だと考えます。 背景としてのインターネットや SNS そのものの成り立ちの歴史、考え方と仕組みを理解してこそ、それをツールとして使うことができるのではないのでしょうか。 これからの子供たちには、そういった教育を受ける必要があり、それが、また、より情報モラルを高めることにつながるのではないかと思います。	情報モラルは、これからの情報社会を生きる児童生徒に必ず必要になってくる資質・能力のひとつであると考えております。学習用端末の活用の一環として、学校で学びながら身につけさせるとともに、家庭や地域、関係機関と連携・協力しながら、育んでまいります。
34	P78 基本方針4推進目標3「生徒指導の機能の向上」 について このことについては、本当に一層の努力をしていただきたいと思うが、家庭との役割分担も必要であろう。 P79 基本方針4推進目標3施策2「いじめ問題への対応」 について 初動について、不適切な事案を見聞きしたことがある。教員や学校のメンツなどを考慮せず、まずは子どもの安全と尊厳を守ることに全力を尽くせる体制の構築が必要。教員および管理職への教育の徹底を求める。また、助言や支援を行う者の資質や能力は客観的に保証されているのか。 P80 基本方針4推進目標3施策3「学校教育相談体制の充実」 について 先述のように、学校が適切に対応してくれなかった場合も想定して仕組みを整備する必要がある。スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤーがあくまで学校の依頼によってしか介入しないとすると、不安が残る。学校が対応できない、あるいは適切な対応をしてくれないときのセーフティネットとなるものだし、学校とうまく協力できない(学校が協力的でない)場合に第三者の立場から相談や訴えを受けとめてくれる存在は大変心強いので、一番アクセスしやすいスクールカウンセラーからの引継ぎや、関係機関への学校を介さない通報など、効果的に活用できるものとなるよう考えてほしい。学校に対してとても否定的な見方をしているように書いてしまっているが、実際に管理職の不適切な対応を経験しているためにこのような意見となったことを理解していただけると幸いである。 学校で相談するのが不安な場合に、外部(市でも県でも国でも)に子どもの”アドボカシー”窓口があれば、分かりやすく発信してほしい。なければ設置してほしい。	「いじめ問題の対応について」 例年、生徒指導研修会では、指導課指導主事が講師となり、資料や事例を用いていじめの対応について研修を行っております。併せて令和3年度作成「いじめ対応マニュアル」には、いじめが発生した時の対処として以下のことを記しております。 ・いじめを受けた児童生徒 には丁寧話を聴き取り、「徹底して守り通す」という姿勢で支援する。 ・いじめを行った児童生徒に対しては、背景を汲み取りながら、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢で適切な指導や支援を行う。 ・周囲の児童生徒には、いじめを受けた児童生徒が どのように感じていたかを考えさせ、事実を受け止めさせる。いじめの傍観者にならないよう指導する。 また毎年、校内いじめ防止基本方針を見直しを図り、実態に応じた適切な指導を行うよう指導しているところであります。 「学校教育相談体制の充実」について 管理職のリーダーシップのもと、何でも相談できる風通しの良い職場の雰囲気づくり、スクールカウンセラーを含めた校内の教育相談体制の充実に努めております。今後も相談体制を整備し、保護者へのスクールカウンセラーの周知に努めるとともにより効果的なスクールカウンセラーの活用のあり方を研究してまいります。 本市では、学校を通さずに相談できる様々な教育相談窓口を設置しております。さらに、一人一台端末を活用し、児童生徒自身が市内や県の相談窓口アクセスできるよう案内ポスターや情報を掲載しております。
35	P79 基本方針4推進目標3施策2「いじめ問題への対応」について不十分と考える。 (P74 基本方針4推進目標1「道徳的実践力の向上と規範意識の向上」についての項目です。) 学校評価アンケートも、子供の回答も所属する学校へ提出するようになっていきます。教育委員会宛へフォームなどで直接アンケートの回答がいくようにしていただかないと、現状の上の方が知りたい内容は、知ることができません。 学校宛ではなく、全て教育委員会宛へ回答を一括管理していただきたいです。学校は回答内容について操作できないようにしないと難しいと考える。また、上の役職に上がる場合は、教育適性検査(人格検査)毎年実施していただきたいです。 何卒ご検討のほど、よろしくお願いします。	管理職の登用につきましては、千葉県教育委員会が毎年、管理職候補者選考を実施し、管理と指導の資質に優れた人材の登用を行っております。また、管理職等の研修会の中でハラスメント研修を行っておりますが、今後も引き続き実施してまいります。 また、学校評価は、各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ることを目的としております。児童生徒や保護者対象のアンケートは学校が学校の自己評価を行う上で、目標等の設定・達成状況や取組の適切さ等について評価するためのものであり、教育委員会が回答を一括管理することはございません。
36	P81 基本方針4推進目標4施策1「音楽教育の振興」 について 特に小学校では吹奏楽部等がないところがあり、児童の希望に添えない状況がある。全校にそのような部活や楽器を置くのは困難ではあるが、例えば隣接校に吹奏楽部等があって、児童の希望があれば、合同でクラブ活動を行えるようになると良いと思う。	ご提案については、ご意見として承ります。 引き続き、音楽教育の充実に努めてまいります。
37	P82 基本方針4推進目標4施策2「文化クラブ活動の振興」 について 小学校でも、中学校のクラブ活動後援会のような寄附を集める活動を試みたら良いと思う。もちろん運動部にも。	ご提案については、ご意見として承ります。 引き続き、文化クラブ活動の充実に努めてまいります。

意見 番号	ご意見の概要	本市の考え方
基本方針5 健やかな体づくりを進め体力の向上を図ります		
38	給食費の無償化について、他市は給食費の無償化がどんどん進んでいく中で船橋市は無償化の導入が遅いと考える。	安定的な財源が確保されていない現状では、本市で学校給食費の完全無償化を実施することは難しいと考えておりますが、国においては、「子ども未来戦略方針」の中で、「小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する。」としております。 本市といたしましては、国の責任において学校給食費の完全無償化が実施されるよう国・県に要望するとともに、国の動向に注視してまいりたいと考えております。
39	国のコンセプト「ウェルビーイングの向上」および、船橋の教育目標「5.健やかな体づくり」についてお願いがあります。それは、公立中学校への体操帽の導入です。理由は、二つあります。 まず一つは、「ウェルビーイングの向上」には子供の頃から自身を大切にすることを教えることが必要だと考えるためです。 次に二つめは、「5.健やかな体づくり」をするためには安全に体育の授業を受けることが必要であると考えためです。 以上のことから、昨今の異常な暑さから子供達を守る一助として、公立中学校への体操帽の導入を検討いただけますと幸いです。現状は小学校では体育時に着用する体操帽が中学校には未導入であることによる弊害をご一考いただけないでしょうか。	今日、子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、学校教育では子供自身の主体性や創造力を育み、一人一人の自己実現を目指すことで、持続可能な社会の創り手としての基盤となる資質・能力を育成することが求められております。 現在、各中学校においては保健体育授業に限らず、体育祭やそれに係る練習時などの学校行事においても、暑さ対策として帽子の着用や水分補給、適度な休憩を積極的に促しているところです。今後も夏季は暑さが厳しいことが予想されることから、生徒自身が主体的に物事をとらえ、自己肯定感を互いに高めあいながら、そのときに最もふさわしい行動選択ができるよう取り組んでまいります。
40	月に1回公民館などでこども食堂がある日に子供が伺っていますが、そういった活動の支援や学校給食の実施回数を増やして頂くことにより、栄養バランスの整った美味しい食事を子供達が食べられる環境を増やして頂けると有り難いです。 近隣の習志野市や千葉市は学校が長期休み明けと同時に給食開始がほとんどの為、船橋市は習志野市や千葉市に比べて給食の回数が少ないと感じています。 お友達と一緒に給食を食べることも子供達からすると楽しみの一つだと思います。 ご検討宜しくお願いします。	子ども食堂の活動への支援等については子ども家庭支援課の主管のもと協議要請があった時には積極的な協議への参加に努めてまいります。 学校給食の実施回数についてですが、国が定めた標準授業時数に基づき、各学校が教育課程に合わせ、回数を決定しております。年度初めは、新年度の準備等を行うため、また、夏季および冬季休業明けについては、児童生徒が休業中に取り組んだ家庭学習の確認等を行うための時間確保が必要なことから、給食のない短縮日課が組まれます。 現時点では給食の回数を増やすことは難しい状況ですが、他地区での取り組みについて調査研究してまいります。
41	「喫煙防止教育」「飲酒防止教育」「薬物乱用防止教育」のように、香害に関する教育もお願い致します。空気中の化学物質、人工香料は目には見えませんが、澄んだ空気の方が、体に良く、勉強にも集中できることは、エビデンスなど提示せずとも大人なら誰もが体感してきたことと思います。近年、洗濯用の抗菌洗剤や香り柔軟剤で、子供たちが過ごす空気が澁んでいると感じます。児童生徒の健康、また教職員の健康を守るよう、勉強会、講習会の開催を希望します。国による規制を待つ間に被害が増えます。 (学校に向かうと体調が悪くなる子、行き渋り、不登校の中には、空気の変化(ムードではなくエアーです)を鋭敏に感知して体調に影響を受けているお子さんが隠れていると思います。物質は下に落ちる、沈むので、教室の床の拭き掃除のように、低い位置に顔を近づける作業は、よくない空気、物質を特に吸い込んでいると思います。給食着の個人持ちは、やらないよりはマシですが、学校に行って帰るだけでもあらゆる物にニオイ(マイクロカプセル)が付着します。	学校では、学習指導要領に基づき、教科体育・保健体育や特別活動等の様々な場面を通じて学校保健・学校安全・学校給食等の健康教育を推進しております。学校の実状に応じて、外部講師等も活用しながら各学校の健康課題と絡めて、左記等の内容についても取り組んでおります。 香害につきましては、教育委員会として香りへの配慮に関する文書を全校に通知し、掲示を依頼するとともに、香りへの配慮が必要な児童生徒を把握した際には児童生徒に対し、各学校ごとに対応いただいているところです。香害に関する勉強会・講習会の開催につきましては、各学校に一律に実施するよう通知することは現状では難しいと考えております。 しかしながら、小学校では教科体育で「心の健康」、中学校では保健体育の「健康な生活と疾病の予防」で健康と環境について学ぶ機会が設けられていることや道徳等の様々な学習を通じて、児童生徒の発達段階に応じて自他の尊重・相互理解等においても学ぶ機会があることから、香りに関する教育についても、教科横断的に他と絡めて実施いただくよう、機会を捉えて各学校に情報提供してまいります。
42	P86 基本方針5推進目標1施策3「運動部活動の振興」について 外部委託ですが、思い切ってスポーツクラブなどの契約でよいと思います。子どもの安心・安全を考えるのであればきちんとした法人が適正だと思います。放課後などは部活動をしてほしいですが、教員の労力も大変なので、どこかの法人と契約するのもいいなと思います。お金も払わずに安心・安全はないとはっきり保護者に報告しても良いと思います。 全てを読んでですが、教師が担うことが多すぎて担任は大変だと思います。 全てを担任がこなすことは無理だと思いますので、分業がすすむといいなと思います。できないテーマや施策は後年にまわしてできることに集中するのもよいと思います。	毎年4月に行われる運動部活動指導者派遣事業説明会の中で、実施上の留意事項とともに指導方法についても触れながら研修しております。また、県から案内のある各種スポーツ指導者研修会について各学校に通知し、積極的に活用するよう促しております。今後も国や県の動向を注視しながら、外部指導者へ研修・情報提供してまいります。

意見 番号	ご意見の概要	本市の考え方
43	P86 基本方針5推進目標1施策3「運動部活動の振興」 について 外部指導者への基本的な研修(施策1の指導者研修や関係法令についての研修)の実施を希望する。	毎年4月に行われる運動部活動指導者派遣事業説明会の中で、実施上の留意事項とともに指導方法についても触れながら研修をしております。また、県から案内のある各種スポーツ指導者研修会について各学校に通知し、積極的に活用するよう促しております。今後も国や県の動向を注視しながら、外部指導者へ研修・情報提供してまいります。
44	小中学校の部活動の行く末について、社体への移行も進んでいると認識しています。学体、社体それぞれの長所・短所があると思います。また両者とも指導者の確保の問題もあるかと思いますが、私個人としては学校教育の一環としての部活動が継続されることを望んでおり、社体への移行が進むことへは消極的な考えです。このあたりの市としての方針を明確に示してもらいたいです。	現在、文部科学省から出されている学習指導要領には、部活動を学校教育の一環とすることが明記されております。しかし教員の多忙化が問題視されていることから国や県は部活動の地域展開を推進しております。本市においてはこの問題を解決すべく、令和6年度は運動部活動指導員を30名、運動部活動外部指導者を60名、合計90名の教員以外の地域の方を派遣しております。今後は、令和9年度に学習指導要領の改訂が予想されることから、発信される情報や、令和7年度の春に公表予定の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめ等、国の動向を注視しながら本市の現状にできるだけ沿うように取り組んでまいります。
45	P88 基本方針5推進目標2施策2「食育の推進」 について 給食においては、数年前と比較し、特に肉のおかずが明らかに減っている。食材費が高騰しているのはもはや社会一般の実感であるので、給食費を値上げし、内容を確保してほしい。 地場産品についての食育はとても評価できる。 栄養教諭なのか栄養職員なのかは確認できていないが、子どもに対し不適切な言動をする者が少ないながらも存在する。子どもに悪影響のないよう、学校で働く以上はそれなりの教育を実施してほしい。	物価高騰の影響による保護者の負担軽減を図るため、保護者が負担する給食費の値上げを行わず、給食の質と量を維持できるよう食材価格高騰分に対しては市で負担しております。食材の使用にあたっては、学校給食法「給食実施基準」(献立の作成にあたっては多様な食品を適切に組み合わせるように配慮すること)に従い、肉をはじめ多様な品目の使用により、引き続き適正な栄養管理が行えるように努めてまいります。 地場産物を活用した食育を推進し、児童生徒が生涯を通して健康な生活を送ることができるよう努めるとともに、研修等を通じ信頼される栄養教諭・学校栄養職員をめざしてまいります。
46	P88 基本方針5推進目標 2施策2「食育の推進」について 上記施策について拝見し、非常に感銘を受けました。現在自治体の一部では、財源の低下から親世代の感覚ではあり得ない、質の低い少量の給食が提供されていると聞きます。これから子供が就学する親として非常に心配しておりましたが、船橋市の施策を見て安心いたしました。しかし、食育の観点で、給食時間についての言及がなかった事が残念です。 各学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等)について、それぞれに適切な昼食時間が設定されているか、今一度ご確認くださいと思います。年に一度は必ずと言っていいほど目にする子供の給食時間中の窒息死は、提供されるメニュー(肉団子、うずらの卵等球形の物)の問題もさることながら、背景には給食時間設定の問題もあると報道で見ました。以前に比べ授業時間や課外活動時間が増えた事で昼食時間が犠牲となり、わずか30分で給食の配膳、片付けまで終わらせねばならず、特に小学校低学年ではこのような食べる時間以外に時間が取られ、結局10分程度で食事をせねばならず、慌てて食べてしまい窒息に繋がるとの事でした。船橋市ではいかがでしょうか。 窒息死については、特に小学校の問題になるかと思いますが、窒息事故の観点から、メニューの検討とともに再確認願います。	市内小学校では給食時間として40～50分間、中学校では給食および休憩時間として40～50分間、特別支援学校では給食・歯磨き・昼休みの時間として70分間をとっております。また、窒息事故防止に関わることとして、令和6年度給食主任研修会等で、食べる時間の確保の重要性・配膳時間短縮の方法・じっくり噛むことについての指導法について取り上げ、説明を行っていますが、引き続き周知を図ってまいります。
47	現在小学生、中学生を持つ親です。 月に一度、先生方の船橋市教育研究会が持たれていますが、小学校ではその日の給食が提供されていますが、中学校では提供されません。昨今共働きの家庭が増える中で、中学生の子供のために昼食を用意するのは親の負担が増加します。是非中学校での給食も提供していただきたく存じます。 もう一点は保護者会・PTAについてです。それぞれの学校毎に保護者会の方針が違うとはおもいますが、船橋市が一致してそれらを廃止する方向に向かっていって欲しいと願います。皆負担を感じながらも廃止にする余力が残っておりません。この時代に合ったやり方を教育委員会から改革していって欲しいと願います。	ランチルームで全校が給食を食べる中学校給食のシステムにおいては、生徒が教室を出て所定の動線を安全に通行し、ランチルームで給食を受け取り、着席して食べ始めるまで、動線を移動する時間を要します。 一方、教職員が千教研の研修会場へ事故無く安全に到着するため、また研修内容の充実のために、現行程度の時間確保が必要であると思われます。 生徒の安全と喫食のための時間確保、また研修会に参加する教職員の往路の安全と研修内容の充実等について配慮し、現時点では、千教研の日の給食の提供は難しい状況ではありますが、引き続き、給食の提供について検討してまいります。 PTAは市の指揮監督下にはなく、各PTAの規約に基づいて自主・自立的に運営されている任意団体であり、市はその事業に干渉することはできないものとされております。 各PTAにおいては、地域の実情に応じ、保護者と教員の意見交換や情報交換等、過度な負担とならない範囲で活動いただきたいと考えております。

意見 番号	ご意見の概要	本市の考え方
基本方針6 教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります		
48	基本方針6で、教職員の力量を高める姿勢は当然ながら、できる限り質の高い教員を確保するためには、採用段階での特段の配慮が必要であろう。中学校では大学院修士課程修了者の採用に力を入れるべきであろう。また、教員の待遇の特段の改善も図られるべきであろう。 首都圏を中心に、部活動の運営指導の負担から教員を切り離す方策が進められているが、千葉県では旧態依然のままである。市として見直しを急ぐべきであろう。	教職員の任用や給与等に係ることは千葉県教育委員会が行っておりますので、引き続き、新規採用の教員数の確保や教職員の待遇改善について千葉県教育委員会に要望してまいります。 本市では、令和6年度は運動部活動指導員を30名、運動部活動外部指導者を60名、合計90名の教員以外の地域の方を派遣しております。これまで運動部活動外部指導者の人数を維持、さらに運動部活動指導員を10名から30名へ増員しながら地域との連携を強化してまいりました。また、運動部活動指導員については、単独で指導ができ、教員がすべての指導に関わらなくても活動することができるため、教員の働き方改革につながると考えます。 しかし、現段階ですべての部活動に対して十分な対応ができているとは考えておりません。今後は、令和9年度に学習指導要領の改訂が予想されることから発信される情報や、令和7年度の春に公表予定の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめ等、国の動向を注視しながら本市の現状にできるだけ沿うように取り組んでまいります。
49	P89 基本方針6「教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります」について 授業の質の向上のみならず、子どもとの関わり方、子どもの精神面の捉え方等もぜひ学ぶ機会を持っていただきたい。高圧的威圧感な教員が未だにるのが現状。そのような教員がどれほど授業内容がよくても子どもが生き生き過ごす学校が実現できるわけがない。子どもの気持ち安定し生き生き過ごす上で学習に対する意欲が出てくるわけで、教員が子どもとの信頼関係を築くことができる力量を高めることが必要と思います。	令和6年度より、各学校が不祥事根絶の全体計画及び指導計画を作成して、暴言などの不適切な指導がないように取り組んでおります。引き続き、校長の強いリーダーシップのもと、講師を招いての研修などを通して、児童生徒の尊厳を傷つけるような不適切な指導が行われることがないよう、不祥事根絶に取り組んでまいります。
50	教師が休職することがあまりに多い。教師のケアと、担任がコロコロ変わる児童のケアが必要だと思います。	教職員のケアにつきましては、ストレスチェックや産業医による面接の実施、公立学校共済組合によるメンタルヘルス相談等にて対応しております。また、児童生徒のケアにつきましては、学級担任が交代することについて学校が丁寧に説明を行うとともに、不安や悩み等については教員だけでなく、スクールカウンセラーにも相談できる体制を整えております。
51	教員数について そもそも職員数が少ない中で療養などで休む職員も多く、子どもに一番影響する教員の人数が不足していると考える。また教員の仕事量の見直しや、職場環境の改善が必要だと考える。	教職員の負担軽減を図る為、船橋市立学校における働き方改革推進計画に基づき、教職員の働き方改革をより一層進めてまいります。また、教員数の増員につきましては、引き続き、教員の定数改善を千葉県教育委員会に要望してまいります。
52	教員の働き方について スクールサポートスタッフの各校常設配置 東京都などでは常設しています。自治体によっては夏季休業中も勤務日になっており、夏休みの教員、学校の仕事のフォローをしています。SSSは教員の仕事の依頼を受けるので児童生徒が休みでも教員が勤務日であるため、夏季休業中も数日勤務しています。	スクールサポートスタッフの任用につきましては、千葉県教育委員会で行っており、令和6年度は全校配置となっております。今後も全校配置となるよう、引き続き千葉県教育委員会に要望してまいります。
53	校内研究の充実 東京都では、校内研究日は該当クラス以外は5時間目をカットし、全教職員で研究授業を参観し、協議会、講師の講演を聴きます。自分のクラスを自習にして授業の一部を参観するのと、きちんと45分参観し学び合うのでは質が違います。	本市においても、児童生徒を下校させ校内研究を実施するように取り組んでおります。

意見 番号	ご意見の概要	本市の考え方
54	防犯体制の整備について 東京都で実施している「3ない運動プラス」を船橋市でも取り入れていただきたいです。「3ない運動プラス」とは、児童生徒性暴力の防止に向けた取り組みの中で行われているものです。さわらない・送らない(個人的な連絡)・二人きりにならないに加え、児童生徒と教師の交際関係が成立しないことを学校で掲げています。子どもに向けても教職員に向けても作成しているようです。 同時に、こちらも東京都で実施していますが、子どもに向けて、さわられる・のぞかれる・二人きりになろうとする、といったことがあったら、周りの大人に教えてね、という掲示物の作成も実施してほしいです。	教職員における児童生徒性暴力等につきましては、不祥事根絶研修会や千葉県教育委員会による研修を実施する等して根絶に向けて取り組んでおります。また、教職員以外の外部の立ち合いの元、校内で死角や密室となる場所がないかの点検を行ったり、千葉県教育委員会の啓発ポスターの活用や相談窓口の周知等を行っております。なお、児童生徒に対しましても啓発ポスターを活用し、児童生徒性暴力等になりうる言動について指導を行っております。いただきましたご意見は、今後の不祥事根絶の取組の参考にさせていただきます。
55	P91 基本方針6推進目標2「教職員の信頼性の向上」について 個人的には、指導力よりも先にこちらを重視してほしい。 「10年未満の教職員を対象に」とあるが、むしろ、モラル(士気)だけでなく、モラル(道德等の規範意識)についての再教育が必要なのは所謂ベテラン層であろう(今の若い教職員は現代のコンプライアンス重視の社会で育っているので比較的心配は少ないように感じる)。特に管理職になるような教職員がこれらについて問題を持っていると、学校全体に悪影響が出る。他の職員にも、もちろん子どもたちにも。ぜひ、最低限、管理職に対しての教育は改めて実施していただきたい。コンプライアンスの向上はもちろん、ベテランであればあるほど認知の歪みなどを持っている可能性も高い。専門家等による教育やワークショップなどを活用し、リーダーとしての資質を養い、「教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境づくり」を推進していただきたい。職場環境は良くも悪くもリーダーで決まる。管理職等の法令違反その他の不適切な行為について、一般の教職員が安心して相談できる窓口や体制が整っているか。某関西圏市長のように、公益通報者保護法を守らず、結果的に当事者が自殺するなどという事態は絶対にあってはならない。	本施策につきましては、主な事務事業についてのみ掲載しておりますが、教職員の資質向上につきましては、千葉県・千葉市教員等育成指標に基づき、キャリアステージごとの目標達成に向けて研修を工夫しております。校長や教頭への研修も実施しており、引き続き、管理職を含めた教職員全体の資質向上に向けて取り組んでまいります。また、教職員の相談窓口としましては、ハラスメントの相談窓口を教育委員会学務課に設置して対応しており、その他にも教育悩み事相談室でも様々な相談に対応しております。
56	P92 基本方針6推進目標3施策1「校務の見直し等による支援体制の整備」について 教職員の勤務環境が厳しいという認識は広がっていると思う。全国の公立学校で教員の未配置が問題になっていることも承知している。「一人一人に応じたきめ細かい」対応を推進するうえでも、サポートスタッフはもっと増やしていいたいと思う。基本方針7-推進目標1-施策3にも通じる。 教職員へのアンケート等により、問題やニーズの把握を確実に行うことが大切。	学校現場は、一人でも多くサポートスタッフがいることで児童生徒に対してより細かい教育活動が展開できます。学校現場の声を聞きながら、様々なサポートスタッフの人員の増加や勤務時間の拡充等について、引き続き検討してまいります。
57	P92 基本方針6推進目標3施策1「校務の見直し等による支援体制の整備」について 「働き方改革の推進」とあるが、中学校の職員について過労死ラインとも言われる月80時間以上が依然20%以上であり、命に関わる問題であると認識しています。中学校においては、部活動顧問を担当する職員の勤務時間が長い事が自明であり、部活動の地域移行が文科省や千葉県からも指針が出ています。 葛南教育事務所管内においても船橋市以外の各市において、千葉県の方針に則り、「令和7年度末までの全部活動移行完了までの計画策定」に向けて動き出している様子が見られますし、教育振興基本計画に明記している市も多くあります。 そんな中、船橋市の部活動地域移行への取り組みについて、教育振興基本計画に部活動地域移行への記述がないことに危機感を感じます。船橋市のHPで見られる議事録からも、教育委員会の方が、部活動地域移行は各市の裁量で行うため、国や県の方針にそう必要はないというようなニュアンスの発言がありました。 私の意見としては、部活動地域移行については、早急に進めるべきだと考えます。このままでは、船橋市の働きたいという教員は減っていくのではないのでしょうか。いずれにせよ部活動地域移行について、市としてどのように捉え、どのようなスケジュール感で進めていくのかお示しいただきたいと要望致します。	本市では、令和6年度は運動部活動指導員を30名、運動部活動外部指導者を60名、合計90名の教員以外の地域の方を派遣しております。これまで運動部活動外部指導者の人数を維持、さらに運動部活動指導員を10名から30名へ増員しながら地域との連携を強化してまいりました。また、運動部活動指導員については、単独で指導ができ、教員がすべての指導に関わらなくても活動することができるため、教員の働き方改革につながると考えております。 しかし、現段階ですべての部活動に対して十分な対応ができているとは考えておりません。今後は、令和9年度に学習指導要領の改訂が予想されることから発信される情報や、令和7年度の春に公表予定の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめ等、国の動向を注視しながら本市の現状にできるだけ沿うように取り組んでまいります。

意見 番号	ご意見の概要	本市の考え方
58	指導力の向上 訪問や助言 p.92にもありますが、先生方の負担を減らし、先生方の自己肯定(効力)感向上こそ、教育の質向上に直結していると考えます。例えば、隣の市ですが現役中学教師の方も、高い志を持ちながら、負担が多過ぎて心身のバランスを崩し、家庭生活を守るためにも手を抜かざるを得ないという悩みをお持ちと聞きます。近所のお子さんによると「理不尽に怒り出す先生が皆に嫌われている」とも聞きました。想像以上にお互いを否定する言葉の飛び交う学校や家庭の状況を見直す必要があると考えます。	教職員一人一人がいきいきと働けるような職場環境に向けて、船橋市立学校における働き方改革推進計画に基づき、教職員の働き方改革をより一層進めてまいります。
59	子供が学校に行けなくなりました。 学校の先生は細やかに情報を共有してくださったり、医療機関との連携も積極的にしようとしてくださっています。保護者としても出来ることならまた登校できればと考えていますが、不登校になって2年以上過ぎた今になって学校での辛かった経験を話し始め、学習面での困難さを抱えながら言い出せず、担任に叱責され、更に劣等感を深め傷付いてきたことを知りました。保護者として気が付けなかったことに申し訳ない気持ちもいっぱいですが、先生の中にも「もしかしたら困難があるのでは？」という知識や思いがあればここまで深い闇に落ちなくて済んだのではと思うことがあります。 不登校になった直後は廃人のようで、真っ暗な部屋に引きこもり、母親以外との関わりを拒否していました。児童精神科にもすぐ繋がり、服薬やカウンセリングを受けても自傷行為が続きました。2年経ってようやく本来の明るさが戻ってきましたが、我が子のように辛い思いをするお子さんが増えないことを切に祈ります。 先生方は本当に一生懸命対応してくださっていることがわかります。 なのでこれ以上今いる先生方に求めることは出来ないと考えています。 ですので、どうか人員を増やして頂き、子供達の様子に目を配れるような状況にして頂きたいです。	教員数の増員につきましては、引き続き、教員の定数改善を千葉県教育委員会に要望してまいります。
基本方針7 ニーズに応じた支援の充実を図ります		
60	特別支援教育について 特別支援教育の環境的拡大、教員の育成が必要だと考える。発達障害の子どもが増加する中で全ての学校に情緒学級、自閉学級を導入し、対応できる職員を配置していく必要があると考える。	自閉症情緒障害特別支援学級のニーズの高まりは認識しております。各学校における状況や地域的なバランス、教室環境等を勘案して、総合的に設置を進めてまいります。
61	基本方針 7に「障害のある子供については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加に必要な力を培うため、一人一人の障害の状態に応じて適切な教育を行う必要があります」との記載があります。この記載ぶりだとあたかも、障害のある子ども自身が社会参加に必要な力を有していないことが課題であるように読み取れますが、最も重要な課題は社会の側が障害者(または障害のある子ども)を受け入れるための十分な能力・キャパシティを有していないことだと考えます。前者は障害の個人モデル(あるいは医療モデル)であり、後者は障害の社会モデルです。いかなる教育方針も障害の社会モデルに立脚した上で、障害は個人の機能障害ではなく社会の側にあることを認識した上で、機能障害ゆえに社会参加がかなわない課題があるのであれば社会の側の変容を求めるのが必要な対応だと考えます。 機能障害を有する人・子どもが、他の人・子ども以上に無理や努力を強いられたり、生きづらさを我慢しなければならぬ社会ではなく、彼らが自分らしく生きられるように社会の側、教育サービス提供者自身が変容する必要性を認識し、それを方針として表明いただきたく存じます。	社会全体が障害のある・なしに関わらず、積極的に参加・貢献していける共生社会を目指すことは、本市といたしましても積極的に取り組むべき重要な課題だと認識しております。 共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築を図り、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考えております。あわせて、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。 そのために、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を充実させてまいります。

意見 番号	ご意見の概要	本市の考え方
62	P94 基本方針7推進目標1施策1「特別支援教育の推進」について 特別支援学級については現状は限られた学校での設置となっていて、設置のない学校に通っていて転籍を希望する児童生徒については転校が必要となる。転校を伴う転籍をすることは児童生徒本人や保護者にとっては非常に難しい決断であり、場所によっては毎日の保護者の送迎が必要となり負担が大きい。 通級教室については設置校が少なく、学校によっては待機が必要な状態。設置校が少ないせいも意識が低く、通級教室についての情報を持つ教諭が少ないように思う。学校により人気の差があることにも疑問を感じる。さらなる支援を目指すならば、全校に特別支援学級、通級教室を設置を目指してほしい。 例えば習志野市の小学校では、常時普通学級で過ごすことが難しい児童が時間によって校内にある通級教室や支援学級で過ごすことができると聞いている。そのような形態はとても理想的であり、それにより集団活動が苦手な児童の不登校を減らすことができるのではないかと思う。	知的障害もしくは自閉症情緒障害の特別支援学級を全校に設置できるように計画的に開設を進めてまいります。また、開設にあたっては、地域的な偏りがなくなるよう、総合的に考えてまいります。 通級指導教室については、巡回校を増やすことで通学に対する負担の軽減を図ってまいります。 また、各校における特別支援教育への理解を深めるために、指導主事による学校訪問や特別支援教育コーディネーター研修を通じて、指導力を高めるようにしてまいります。
63	P95 基本方針7推進目標1施策2「特別支援学校・学級の充実」について 特別支援学校に臨床心理士等を配置するとあるが、公認心理士が含まれているのか。また心理職以外にも言語聴覚士や作業療法士などの発達に関するリハビリ職も配置してほしい。加えて、学校という現場のみならず教育委員会の本部にも心理職や言語聴覚士職等を配置して、行政職と一体になって企画立案にも携わってほしい。	特別支援学校配置の臨床心理士は、公認心理師を含んでおります。併せて、言語聴覚士も配置されております。 作業療法士の配置については、今後もニーズの把握に努めてまいります。 また、教育委員会内に心理職や言語聴覚士の配置は現在行っておりませんが、特別支援学校に配置されている心理士や言語聴覚士による特別支援学校のセンター的機能の充実を図ることで、教育委員会と連携を図りながら対応してまいります。
64	P97 基本方針7推進目標2「不登校児童生徒への支援の充実」について 各クラス担任が行っている不登校児童生徒に対してのオンラインでの授業配信を、市または県が実施してほしい。 中学生については県が行っている「エデュオブちば」で授業を受けることができるが、小学生についてはクラス担任が配信しなければオンライン授業を受けることができない。 オンライン授業配信はクラス担任の負担が大きいことが考えられるので、保護者から依頼することは難しい。エデュオブちばのようなシステムをぜひ小学生にも導入していただきたい。 一日も早く不登校対応に動いていただけることを願っております。 よろしくお願いいたします。	千葉県では不登校への支援として、令和6年度より「エデュオブちば」の運用を開始し、該当の中学生を対象にオンラインにて授業を配信しております。小学生を対象にした「エデュオブちば」の運用は今後行っていく予定とのことです。 また、本市では各学校が配信するオンライン授業や「エデュオブちば」のほかに、不登校児童生徒への学習保障として、令和6年度よりオンライン教材「デキタス」を導入しております。「デキタス」は授業配信とは異なりますが、解説動画を閲覧した後に問題を解けるようになっている等、個別学習を行うことができます。小学生も利用対象となっており、Wi-Fi環境がある場所であれば、9時から17時まで無償で使用することができます。
65	P97 基本方針7推進目標2「不登校児童生徒への支援の充実」について このとおり確実に推進し、子どもたちの教育を受ける権利を全力で保障してほしい。 出席扱い制度等と合わせて、進学を希望する子どもへのサポートにつながる体制が整うとさらに良い。	船橋では不登校児童生徒支援のために、教育相談体制・場所の整備・充実に努めております。 いただいたご意見を参考に、今後も不登校児童生徒の支援に努めてまいります。
66	P97 基本方針7推進目標2施策2「サポートルーム等の充実」について サポートルーム2箇所のみでは不登校児童を救い上げられない印象。 他市のように学びの多様化学校、小規模特認校等の設置を検討してほしい。	学びの多様化学校などについては、ご意見として承ります。 引き続き、不登校児童生徒への支援の充実に努めてまいります。

意見 番号	ご意見の概要	本市の考え方
67	P97 基本方針7推進目標2「不登校児童生徒への支援の充実」について 校内支援センターが各校配置されたが、支援センターの在り方を具体的に検討すべきだと思います。 例1)学びの場を確保するとなっているが、現状子ども任せになっているのでは。分からないところをすぐに教えてくれる大人の存在もなく、オンラインやドリルでというのは難しい子が多いのではないかな。 例2)支援センター職員と担任との連携の在り方も検討すべきでは。支援センターに行くとは任せはそちら任せになっており、子どもに関わる職員全体で子どもを支える体制が作れるといいと思います。 例3)支援センターの周知するための活動をもっと促すべきではないか。子どもは安心の場があれば学習意欲や集団生活での意欲が向上するはずです。帰属させられたクラス内で頑張ることが最善ではないのでは。クラスにはめ込もうとするのではなく頑張らなくとも居心地の良さを感じる場所を学校が積極的に提供すべきだと思います。 各校に配置されて間もないので、まだまだ検討の余地があると思いますので、支援センターを利用している子の保護者からの意見を聞くなど、もっと良き場所にするための動きが必要だと思います。 ・校内支援センターも難しい、フリースクールなら生き生き過ごせるという子もいるのが現状と思います。フリースクールは経済的な負担が非常に大きいです。未来を担う子どもを育てるには、フリースクールに通える保障も必要。助成金等でも支援が必要だと思います。	校内教育支援センターは今年度から全校設置となっています。今年度の運用状況を鑑みながら、子供たちにとってよりよい場所となるよう努めてまいります。いただいたご意見は事業の参考とさせていただきます。なお、校内教育支援センターの周知につきましては、学校からの「あんしんメール」や学校たより等を通じて家庭に届けていきたいと考えております。教育委員会からも【ふなばし情報メール】（不登校支援情報）配信を通じて市民の方へ届けていきたいと考えております。
68	P98 基本方針7推進目標2施策3「校内教育支援センターの整備・充実」について 空き教室がない、人員等問題で利用できない児童もいる。全校で足並み揃えてほしい。	今年度、校内教育支援センターのエアコンやWi-fi等の環境整備を行っております。各学校によって状況が異なる中ではありますが、今年度の状況を鑑み、今後に向けて校内教育支援センターが更に充実するよう努めてまいります。
69	P98 基本方針7推進目標2施策3「校内教育支援センターの整備・充実」について 今年度から校内教育支援センターが全校に設置されたことがとてもありがたく、運用に尽力してくださる関係者の皆様に深く感謝しています。安心できる居場所ができてから、娘の表情がみるみる明るくなり意欲が回復しました。大人数が苦手でも教室には入れませんが、担任の先生やクラスのお友達と交流し、開室している日は楽しく通っています。自主的に勉強も始め、今では自主学習が習慣になっています。 校内教育支援センターの充実に関する要望 1 スクールアシスタントの勤務時間の上限を延ばしてほしい 現状の1日4時間では朝～夕方まで利用したい生徒に対応できません。また、朝から勤務した場合はお昼前に勤務時間が終わってしまい、多くの子が楽しみにしている給食の時間に対応できません。スクールアシスタントの勤務時間以外は他の教職員で対応して開室できれば良いのですが、先生方も忙しくその余裕はなさそうです。今年度はスクールアシスタントが出勤しない月曜日は開室されず、その日はほとんどの利用生徒が欠席しています。 他校の保護者から、勇気を出して登校した時に校内教育支援センターが閉まっていた、かえって拒絶されたように感じたというお話も聞いています。不登校になった子供は心が疲れており、今日は登校できるか、何時に登校できるかはその瞬間になるまで分かりません。生徒が登校できた時に開室していることが大切だと考えます。はじめは利用する生徒が少ないかもしれませんが、「学校にいつも居場所が用意されている」ということが周知されれば、すぐに登校することはできなくても励まされる親子が多いのではないのでしょうか。 2 学校の生徒数や利用者数に合わせてスクールアシスタントの人数を調整してほしい 学校ではこれまで学校に来れなかった生徒が校内教育支援センターに登校するようになるなどして、利用人数が増えています。朝から放課後まで利用したい生徒が多いようで、校内教育支援センターが必要とされていることが分かります。スクールアシスタント1人では対応できる人数が限られるため、学校の生徒数や校内教育支援センターの利用者数に合わせてスクールアシスタントの人数を調整する必要があると考えます。	スクールアシスタント勤務時間については、各学校の実情にあわせて、利用の多い時間帯にするなどして対応しております。また、校内教育支援センターは原則常時開設としており、スクールアシスタントが不在の時には、対応する場所を変えたり、他の職員が対応したりするよう、学校に周知しております。 勤務時間の延長や増員については、今年度の利用状況やスクールアシスタントの勤務形態の希望、校内教育支援センターの運営状況を鑑み、今後に向けて適宜検討してまいります。
70	民間フリースクールの助成金の実現を切に希望しています。次世代を担う児童生徒にとって自己肯定感を得て育つ場所の確保の為に保護者のみの負担は重すぎる。市長の英断を希望します。その上で今後も継続して市行政に取り組んで頂きたいと思います。 今の学校教育の現場は子供の人数が多く、教員の負担も多く特性や負担や悩みを抱える子どもにとって辛い場所になっていることをがわかります。 手遅れになる前に施策の重要課題として実現をお願いしたい。	教育委員会では、フリースクール等民間団体の活用状況並びに実態把握に努めています。他県や他市がフリースクール等民間団体に助成を行っていることについても認識しており、助成金については調査・研究しているところです。

意見 番号	ご意見の概要	本市の考え方
71	フリースクールで子供達が楽しそうに過ごしている姿を見ていると、とても不登校生とは思えません。やはり子供には居場所が大切なのだと改めて思われます。朝から晩まで同じ教室で同じことをする教育スタイルは、大きな転換期に来ていると思います。多様な学びを手厚くサポートする体制の構築を強く求めます。	現在本市では通常の学級以外の居場所として、校内教育支援センター、サポートルーム、夢のふなっこがあります。今後も誰一人取り残されない学びの保障の実現に努めてまいります。
72	教育はすべての子どもに与えられる基本的な権利であり、学校がその役割を果たすことが極めて重要です。しかし、現在の学校環境が多様なニーズに応えることができていないため、多くの子どもたちが不登校という選択を余儀なくされているのです。このような状況を改善し、すべての子どもたちが安心して学べる環境を整えるために、以下のような具体的な改革をぜひご検討いただきたいと考えております。 1. 個別ニーズに応じた教育プログラムの導入: 学生一人ひとりの特性や学習スタイルに応じた柔軟で多様性のあるカリキュラムを提供し、すべての子どもが自分のペースで学ぶことができるようにすることが必要です。 2. 心のサポート体制の強化: 心理的な問題に直面している子どもたちに対して、専門的なカウンセリングや支援を行う体制を整え、心の健康を重視した教育環境を構築することが求められます。 3. 学校環境の改善: いじめや孤立を防ぐための積極的な取り組みや、子どもたちが楽しく学べるような工夫を凝らした環境作りが重要です。これにより、学校が安心して通える場所となり、子どもたちの学校への帰属意識を高めることができると考えます。 4. 担任も自分で選べる事も大切だと思っています。子どもが自分で安心安全の大人に見守ってもらい、困難な事にも安心した環境で乗り越えていく事が大切だと思っています。 そんな中で育った子は、模範になる大人を見て、未来を楽しみに描けるんじゃないでしょうか？ そんな改革をしたら、体罰や学校での性被害などなくなりまた、子どもも自己選択の中で、自信を持って安心して過ごせます。これらの改革が実現することによって、すべての子どもたちが学校に通いたいと思える環境が整備され、結果として不登校の問題が解消されることを心から願っております。	いただいた様々なご意見を参考に、今後も学校がすべての子供たちにとってよりよい場となるよう努めてまいります。
73	現在、市内不登校児童が増加。日中、他者と交流できる居場所が欲しいとの声もきく。 (サポートルーム、フリースクール、校内教育支援センターなどにはたどり着けない子もいる) 月に数回からでも公民館を活用した居場所作りを検討してほしい。 例:料理、運動、工作、学習支援、イベント、親子向け、子ども向け等 また不登校児童は体力低下、肥満傾向になる事も多い。心身安定を図るためにも児童館が民間スポーツクラブと連携している事業を不登校向けに行ってみるのはどうか。	国からは令和5年に、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(通称COCOLOプラン)が通知されました。通知には学校、行政、民間が協力して不登校児童生徒、保護者を支えていくことが示されております。現在、教育委員会といたしましては、校内教育支援センターをはじめ、様々な不登校児童生徒への支援施策を実施して対応しております。今後は市長部局や民間と連携を図りながら不登校児童生徒の居場所についての話し合いを進め、不登校支援対策を充実できるよう努めてまいります。

意見 番号	ご意見の概要	本市の考え方
74	ADHDの特性に対する正しい理解が広がることで、学校現場における「ルールが守れない」といった否定的な声かけが減り、子どもたちがより安心して学べる環境を作ることができると考えております。とはいえ、学校現場では人手不足や業務の多忙さが課題であることも理解しております。 そのため、現実的かつ実現可能な支援策を模索するべく、教職員の皆さまと密に連携し、現場の声を伺いながら話し合いを進めたいと考えております。また、基本的環境整備に関する法律の内容について、学校現場での周知をいただき、不登校の問題解消にもつなげたいと願っています。 環境が整うことで、障害のある子どもたちも学びの理解が深まり、将来に希望を持つことができます。すべての子どもたちがその可能性を最大限に伸ばせるよう、どうか教育委員会の皆さまにもご協力いただけますようお願い申し上げます。 具体的な取り組みとしては、以下の点についてご検討いただければ幸いです： 1. 読み書き障害やADHDなどの特性に関する研修の実施 2. 学校での個別支援の充実（例：代読・代筆のサポート、配慮のある試験環境の整備） 3. 子どもたちや保護者の声を反映した支援体制の構築 私がトリネリックスとストラテラの合わせ技をしようと決めたもう一つの理由は「覚醒する」ためです。息子さんも私も私の息子もADHD特有の「眠い」を経験していると思います。興味のあることはドーパミンが放出されるので集中を通り越して「過集中」になり、それ以外で特に算数なんかの授業では消しゴムを定規で切り刻んだり、びっくりするほど大きな消しカス団子を作ってしまう。それはまだその作業に没頭していますが、無理やりに「こっちをみて話を聞きなさい！」と言おうもんなら秒で睡眠モードです。ちなみに息子はあだ名が「船乗り」でした。なぜなら舟を漕ぐように体を揺らして寝るからです。私は小心者な子どもだったので寄り目になってなんとか目を開けて睡魔と戦っていたようです。 ADHDは別名手続き障害と言われるぐらい単調な手続き×マルチタスクが苦手な子がいます。息子もそうで、算数障害との区別は慎重にしました。対応策が異なるので。でもステップを踏めば進めます。うちは小5の初めでも九九があやふやな時期があったくらいで、九九が安定しないと九九を前提にした割り算ができません。そもそもディスレクシアは九九が苦手で、それを使った処理はワーキングメモリに負担をかけるのでワーキングメモリと処理速度が低いお子さんは厳しいです。息子はそのタイプでした。朝起きる、午前中起きておく、というのが想像以上に難しいのがADHDの特性であったりします。身体障害と評価してもいいんじゃないかという議論がありますが、そういう身体的なところは調整が難しいなと感じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。	「読み書き障害やADHDなどの特性に関する研修の実施」については、特別支援教育コーディネーター研修において、読み書き障害やADHDなどの特性に応じた支援などを含む研修を実施しております。また、各学校の校内研修会において、特別支援学校のセンター的機能を活用し、心理士を派遣し、読み書き障害等について研修会も実施しているところです。引き続き、指導主事による学校訪問や研修会の充実に努めてまいります。「学校での個別支援の充実」については、個別的教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、保護者・本人と学校が合意形成をしながら、適切な合理的配慮の提供ができるよう各学校に周知してまいります。「子どもたちや保護者の声を反映した支援体制の構築」について、児童生徒の実態に応じて、多様な学びの場を整備したり、学習の方法を工夫しながら支援をしてまいります。その際には、児童生徒本人及び保護者の方とも丁寧に意見を共有しながら、個別支援の体制を充実させてまいります。
75	校内教育支援センターの充実 【課題】 多くの校内教育支援センターが、子どもたちの心に寄り添う場として十分に機能していません。多くが「自習室」として運営され、安心して過ごせる選択肢にはなっていません。 【提案】 学習や教室復帰を目的とした自習室ではなく、自分のペースで好きなことが学べ、安全で安心できる「不登校未然防止のための部屋」としての役割を再確認し、定期的に児童生徒および保護者に周知する。 実績校（前原小学校や法典小学校）をモデルケースとし、最終的に全校へコンセプト通りの運営を普及させる。	ご意見については所管課の事業の参考とさせていただきます。引き続き、校内教育支援センターの充実に努めてまいります。 校内教育支援センターの周知につきましては、学校からの「あんしんメール」や学校たより等を通じて家庭に届けていきたいと考えております。教育委員会からも【ふなばし情報メール】（不登校支援情報）配信を通じて市民の方へ届けていきたいと考えております。
76	いじめや不適切な指導による不登校の未然防止 【課題】 学級単位での固定的な生活が、不登校の増加や長期化の一因となっています。 【提案】 「複数担任制」「チーム担任制」および「教育課程特例校」を導入し、子どもと教員双方の負担軽減を図る。 午後を探究学習の時間にし、子どもの好きな場所で個別最適な学びを提供することで、子どものウェルビーイングを確保する。	ご意見については所管課の事業の参考とさせていただきます。さらなる不登校支援の充実のために今後も尽力してまいります。
77	通常学級での多様な特性への対応 【課題】 多動系の子どもに対する叱責や指導により、繊細な子どもたちが不安や恐怖を感じ、不登校になるケースが見られます。LDの子どもが配布されたiPadに便利アプリのインストールを制限され、ICTを活用できていません。 【提案】 一斉授業の見直しを進め、個別最適な探究学習の導入を検討する。 特性に応じた学びの提供を徹底し、教員による強い叱責は厳正に対処する。	探求学習等、いただいたご意見については所管課の事業の参考とさせていただきます。 障害の有無にかかわらず、児童生徒に対して、教員が大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動での指導等は不適切な指導であると考えます。また、千葉県教育委員会の懲戒処分の指針では、児童生徒の尊厳を損なうなどの不適切な指導を行なった職員は、体罰の量定に準じて扱うとあり、船橋市教育委員会としましては、今後も引き続き、教員の不適切な指導に対して厳正に対処してまいります。

意見 番号	ご意見の概要	本市の考え方
78	不登校家庭に対する民間フリースクール助成金の実施 【課題】 学校のトラウマにより子どもが不登校になると、親が仕事をやめ子どもの命の安全を守る必要があります。家庭の経済的損失が大 きいです。経済的理由で民間フリースクールの利用が難しい家庭もあります。またいじめの重大事態扱いの被害者が学校の居場所と学ぶ機会を失ったまま、何の補償もないのは極めて理不尽です。 【提案】 東京都の支援例を参考に、利用料の一部補助(例:月額2万円)を実施する。	民間フリースクール助成金については、意見番号70への回答のとおりとなります。いただいたご意見については所管課の事業の参考とさせていただきます。
79	教育改革の推進 【提案】 近隣市のように、「学びの多様化学校」を市内に設置するのも一つだが、多様な子どもの居場所を外へ外へと作るのではなく(そもそも1480人もの不登校児童生徒を受け入れる場所を外に作ることは不可能)、学校そのものを新しくする取り組みが必要。校内教育支援センターの充実、民間フリースクール助成金に加え、公民館に各学校の分校を設置する。子どもの足で通える公民館に、子どもたちが自由に学べる環境を提供する。市内外のフリースクールや当事者団体との連携を強化し、実態に即した改善を進める。 私どもは、教育は「子どもの命と幸せを守るもの」であるべきと考えております。現状の課題を乗り越え、すべての子どもが安心して学べる学校づくりを、ぜひ実現していただきたく存じます。	今年度フリースクールとの連携を図ることを目的とした情報交換会を行う予定です。情報交換会での意見やいただいたご意見については所管課の事業の参考とさせていただきます。
基本方針8 質の高い教育環境を整備します		
80	学校でのタブレット教育を最低限にしてほしいです。 家でゲームやタブレットをしない子供でも、学校のタブレット使用の影響で視力低下が深刻です。	現在、学校へは学習効果が期待される場合など、必要に応じて学習用端末を活用することを求めています。また、使用時の姿勢や、使用が長時間になる場合、一定時間ごとに必ず休息を入れるなど、児童生徒の健康面にも配慮するよう通知しております。引き続き、端末の使用が児童生徒の身体に悪影響とならないよう、注意喚起をしてまいります。
81	学校の施設について 計画にはあるが、早期に修理、およびメンテナンスが必要と考える。	学校施設については、日々維持管理しており、状況を確認した上で必要な修繕や点検等を適宜行っております。また、大規模な改修に関しては、船橋市公共建築物保全計画等に基づき計画的に進めております。
82	P101 基本方針8推進目標1施策1「学校の老朽化対策等の推進」について 市立中学校のトイレの改修をお願いいたします。 トイレが不衛生だと感じる中学生が多いように思います。中には、トイレの使用をできる限り我慢して帰宅する生徒もいるようです。小学校のトイレは改修され綺麗な分、中学校に上がった際に抵抗を感じやすいのかと思います。よろしくお願いいたします。	小中学校の校舎トイレの改修については、令和3年度に完了しております。また、体育館トイレの改修についても、令和5年度に完了しております。 なお、トイレを衛生的で綺麗な状態に保つためには、日々の清掃による維持管理が重要となりますので、学校と情報共有し、連携しながら対応してまいります。
83	P101 基本方針8推進目標1「安全・安心・快適な施設づくりの推進」 について 老朽化対策はこれまでも予算で行われているので継続を求めるが、さらに、予算が付かずに学校からの依頼によって地域の有志やPTAが行っているものについても予算の執行を求める。またそれに先立ち、しっかりとした実態調査も実施していただきたい。	施設の老朽化対策としては、船橋市公共建築物保全計画等に基づき計画的に進めております。 また、学校施設については、日々維持管理しており、状況を確認した上で必要な修繕や点検等を適宜行っております。今後も学校と情報共有し、連携しながら対応してまいります。

意見 番号	ご意見の概要	本市の考え方
84	通級指導教室に関する意見として 1点目として、通級指導教室への移動の負担を考慮し、学校を選択できるようにしてほしいです。 2点目として、公立中学校内の通級指導教室を増やしてほしいです。 3点目として、不登校の原因になりかねるので、通学時間は徒歩15分以内で移動可能な学区に見直しをお願いします。	学区の中学校に通級指導教室がない場合には、近隣の通級指導教室が設置されている中学校へ通学することとなります。 その際、通学時間の負担が大きいことは認識しております。 そのような状況をできる限り軽減できるように、巡回校を増やすなどの対応をしております。
85	P103 基本方針8推進目標2「安全を確保する体制づくり」について 安全教育と合わせて継続的に訓練を実施していくことが重要。	児童生徒が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けるためには安全教育とあわせて継続的に訓練を実施していくことが重要と考えておりますので、今後も各学校において100%の継続実施を目標としてまいります。
86	P103 基本方針8推進目標2施策1「安全体制の確立」について 上記施策について、昨今の異常気象や凶悪犯罪に手を染める若者の多さから非常に大切な項目であり、船橋市でもこれを重視して頂きありがたいと感じております。 しかし、上記施策の【主な事務事業及び成果指標】内に、三領域のうち交通安全の指標のみが入っていない事に違和感を覚えます。指標はあるが、ここに記載はしなかった、という事でしょうか。 船橋市は幹線道路等の慢性的な渋滞が発生しており、この解決は長年に渡る市の課題であると認識しております。 この渋滞回避のため、市内外の車が「抜け道」として住宅街の狭い通学路を法定速度外の速さで通っているのを日常的に見かけます。これにはトラック等の重量級の車両も含まれます。 八街市の事故を受け、市では通学路の見直しを図り、ガードレール等の補修や新設をしてくださいました。 しかし、それだけでは不十分ですし、根本的な解決になっていません。この課題については、教育分野のみで解決を図ることは不可能だと認識しておりますが、関係機関と連携を図り対策に努める、と記載がありますので、ゾーン30の増設や警察機関等の登下校時間の見回り強化を教育機関側からも強く要請することを求めます。 現在は登下校時間に保護者や周辺地域の有志の方が交差点に立っていますが、それでは違反車の指導はできません。超過速度を落とさせる事もできません。八街市の次は船橋市、とならないよう対策をお願いします。	交通安全の指標としましては交通安全教室の実施状況があり、小学校においては、正しい道路の横断の仕方、信号機の見方、自転車の安全な乗り方など日常生活に必要な実技指導を、中学校においては、スタントマンによる交通事故再現を取り入れたスケアード・ストレイト自転車交通安全教室を実施しております。小・中学校の交通安全教室については計画したとおりに実施がされていることから成果指標としては記載をしておりませんが、今後も確実な実施に努めてまいります。 通学路につきましては毎年度「船橋市通学路交通安全プログラム」に基づき、警察、道路部、学校、教育委員会、地域の方などが参加して、通学路の安全を確保するため、通学路の合同点検を実施しております。点検後に対策を協議し、関係機関が連携して通学路の安全対策を講じているところですが、通学路における速度違反車両の取り締まりなどにつきましても必要に応じ警察に要望してまいります。
87	P105 基本方針8推進目標3施策1「情報活用能力を高める教育環境の充実」について 欠席児童に向けての授業の生配信や、アーカイブ化なども出来ると便利。	授業配信については、ICT機器の活用の一環及び、学びの保障の観点から各校へ実施を求めておりますが、欠席児童の状況や学習場所、内容等にもよるため、配信の有無や時間、形態などについては、当該児童の保護者と相談のもとで各校で判断しております。アーカイブ化については、セキュリティポリシーとの兼ね合いや、膨大なデータの保存先が必須になるため、学校現場の状況等を鑑みながら、関係各課と協議してまいります。

意見 番号	ご意見の概要	本市の考え方
88	P107 基本方針8推進目標3施策3「学校規模・学校配置の適正化」について 小中学校の新設において学区割りの検討を行う際、実際の通学経路・時間を考慮することなく直線距離・半径のみを根拠として学区範囲内として良いと判断することは極めて不適切である。 小中学生の通学における負担を考慮するのであれば何より実際の通学経路・時間をその判断基準とすべきであり、妥当な通学時間は徒歩であれば15分程度とすべきである。 新興住宅地や大規模マンションを無闇に新設校学区に詰め込むような学区割りとしないう熟慮を望む。	小中学校の新設において学区を設定する際は、「通学距離」「通学時間」「通学上の安全確保」「地域コミュニティ」等を総合的に配慮した学校配置が望ましいと考えております。そのうち「通学距離」及び「通学時間」については、直線距離・半径を根拠にするのではなく、想定される通学経路を基に、通学距離を小学校ではおおむね3Km以内、中学校ではおおむね4Km以内を原則としておりますが、市内のほとんどの小学校の学区の範囲はおおむね2Km以内、中学校はおおむね3Km以内となっております。
89	P108 基本方針8推進目標4施策1「学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善」について ・保護者あてに毎年学校評価アンケートがあるが、聞き方(設問)にもっと工夫が必要だと感じる。 ・コミュニティ・スクールの運用方法については実効性を高めるために改善が必要だと思う。 ・結果と改善方法の提示については、学校ごとだけではなく、市としての取り組みも広く発信してもらいたい。	学校評価については意見番号35で、その目的について回答しております。また、コミュニティ・スクールについては、意見番号6への回答のとおりとなります。いただいたご意見を参考に、引き続き学校運営の改善に努めてまいります。
90	P108 基本方針8推進目標4施策2「小中連携・一貫教育の推進」について 自分の経験や子供の様子に照らしてみると、高等教育を目指す上では中高一貫教育が効果的であるかもしれないが、基本的な義務教育課程の成果を十分に上げるには、小中一貫の考え方が良いのではないかと感じる。	小中一貫教育については、ご意見として承ります。
91	基本方針8で、教育環境の質の整備を謳っていて、このことは当然ながら、小中高大の縦の連携の強化が有効なので、先行事例を見ていただきたい。市内に相応しい大学が存在しないことは大きなマイナスながら、市外の大学との連携も考えられたらどうか。 ついでながら、私は学童のスクールガードの地域の責任者をしているが、ぜひ実現して欲しいと思う案件がある。それは、保護者が早朝に出勤するため、学童も早々に家を出て小学校に向かわざるを得ない例が少なくないことである。学校の校舎入口の解錠前に校門周辺に集合して時間を潰している学童には、然るべき控室を提供してやるか、教室に早く入れる手立てを考えて欲しい。保護者が出勤後に児童が家の施錠をして一人で登校する例もあり、早朝の学童ルームを考えることも一案と思う。 船橋市が教育政策で特段の質の高さを誇れる市になるように大いに期待する。	現在、小中の連携は行っているところですが、ご提案の小中高大の連携については、ご意見として承ります。また、新たに子供の朝の居場所確保に向けた取組について、学校の教職員への負担がかからない形で、民間やボランティアなど学校の教職員以外の人材に依頼する場合、業務に適した人材を継続的に確保できるか、校門開放から本来の登校時間までの間の児童間のトラブル、けが、急病への対応など、運用面においても多くの課題があると考えております。 このようなことから、他の自治体の取組状況を参考に関係各課とも連携しながら検討してまいります。

意見 番号	ご意見の概要	本市の考え方
そ の 他		
92	P17 基本方針9 「生きる力を育み、地域と共に防災に強い船橋を育みます」 有事の際に正しい行動ができる 積極的に地域住民と協力できる 自助、共助、公助を理解できる 学校が中心となり、地域、保護者、学校が避難訓練を行う いつ、何時でも教え子達が自分の命を大切にし、防災に強い我が故郷、船橋を根付かせる教育が必要と考える。	本計画は、教育目標を示し、これらを実現するために8つの基本方針を定めている令和2年度から11年度までの10年間の長期展望としている「教育振興ビジョン」と前半後半の各5年間を計画期間とする「基本計画」から構成されております。 今回策定している「後期基本計画」では、基本方針を新設する予定はございませんが、いただいたご意見についてはとても重要なことであると認識しており、P103基本方針8推進目標2「安全を確保する体制づくり」の中に位置づけている防災に関する教育を推進してまいります。
93	主権者教育についてですが、基本的人権についてその概念を具体的に教えていただきたい。私は昨今の排外主義的風潮を憂えています。最近の韓国の戒厳令をめぐる一連の出来事について、韓国の民主主義を揶揄する意見がSNSなどで大量に出回っていることがその一例です。人権は人間の生まれながら認められている権利であり、出自・性別・障害の有無にかかわらず、すべての人間に保障されべき権利です。その点を教えていただきたい。国籍や民族による差別は絶対にしてはいけないことを教えてほしい。道徳教育に関しても、国家主義的な愛国教育などは絶対にやめていただきたい。 人権教育と共に重要なのは、歴史教育です。大抵の場合、近現代史に至る前に社会科の授業が終わることがままあります。明治以来の日本の植民地主義的侵略の歴史をきちんと教え、その反省を促す教育をしてほしい。卒業式や入学式での日の丸の掲揚や君が代の斉唱などはその反省に立つならばやめるべきです。教育の質を担保するのは教員の質がその一つですが、報道などで見るかぎり、最近の教員の勤務状況は長時間労働が当たり前となっているようです。特に部活動の指導などで休日出勤が常態化していると思います。教育の質を高めるためには、過重労働をやめ、教材研究などの時間が十分とれるような体制にする必要があります。また、非正規雇用でなく正規雇用の教員を増やすべきです。しっかりとした生活保障がなければ、教育に対する意欲を保障することは難しいのではないのでしょうか。部活動の指導は地域の人に有給でやってもらうなどの対策をとってください。	主権者教育については、日本国憲法、法令、学習指導要領に基づき、学校教育全体で行うものです。基本的人権は、人間の尊重についての考え方から、民主主義は、個人の尊重あるいは個人の尊厳を基礎として理解していくものです。情報の中には、不確定なものが多数あることに留意し、自らが発信した情報や行動が及ぼす影響について、自他の責任や義務を踏まえ、適切に行動しようとする態度を育んでおります。 歴史教育については、日本国憲法、法令、学習指導要領に基づき、よりよい社会の実現を視野に、国際協調の精神や、他国や他国の文化を尊重することの大切さを学ぶものです。小学校社会科、中学校社会科歴史的分野、高等学校(市立高等学校の必修科目:歴史総合)で学びます。近現代史の内容は、小学校及び中学校で扱います。また市立高等学校の歴史総合は、近現代の歴史の変化に関わる諸事象について学びます。小学校では多角的、中学校・高等学校では多面的・多角的に考察することから、一面的な授業ではなく、様々な立場から考察し社会的事象を理解することを通して、公民としての資質・能力を育んでおります。 教員の長時間労働については、その改善の為、船橋市立学校における働き方改革推進計画に基づき、教職員の働き方改革をより一層進めてまいります。なお、正規雇用の教員の任用については、千葉県教育委員会の所管となります。引き続き、教員の定数改善を千葉県教育委員会に要望してまいります。 部活動については、今後は、令和9年度に学習指導要領の改訂が予想されることから発信される情報や、令和7年度の春に公表予定の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめ等、国の動向を注視しながら本市の現状にできるだけ沿うように取り組んでまいります。
94	ヤングケアラーに関すること ヤングケアラーについて、船橋市では子ども家庭支援課が主な担当と存じます。 群馬県高崎市では、「子どもの情報が一番集まるのは学校」という理由から、ヤングケアラー支援を教育委員会が担当しているそうです。 2024年3月21日の朝日新聞デジタルの記事「それは「仕方ない」ことじゃない教委が始めたヤングケアラー支援」に詳しく書かれています。具体的な取り組みの意見というよりは、学びの時間を十分に持てない、落ち着いて学ぶことのできないヤングケアラーのことも踏まえた計画になったら、という思いで、触れさせていただきました。	ご意見のとおり、本市ではこども家庭支援課がヤングケアラーについての主な対応課となっております。しかし、ヤングケアラーの状況は児童生徒の身近な学校が把握することが多く、日々学校とやり取りを行っている教育委員会にも関わってくる内容であります。 現在、教育委員会では、ヤングケアラーについての情報を共有するとともに、こども家庭支援課が作成したヤングケアラーについての資料や相談窓口等を1人1台端末にある「そうだんしてね」というアプリ内に掲載し、児童生徒が見られるようにしております。 教育委員会としましては、今後もこども家庭支援課と協力しながら対応してまいります。

意見 番号	ご意見の概要	本市の考え方
95	我が家の校区内ではCSの活動はされていないとのことなので、ぜひ、立ち上げて欲しいです。都内のある学校では〇〇さんとおっしゃる方が熱心に活動されているので、一度お呼びしてお手本にして、この校区内で取り組みたいです。地域で見守る体制にぜひ加わりたいです。次に、学校の先生が足りていないという状況もあると思います。 子どもたちのためにも、ミツカルセンセイというアプリを船橋市も導入はいかがでしょうか。関西の自治体で盛んなようです。 最近観た小学校というドキュメンタリー映画で、入学時、「6歳児は世界のどこでも同じようだけれど、12歳になる頃には、日本の子どもは“日本人“になっている」＝コントロールされ、主体性もなく、自分の意見はなく、自己肯定感を下げられる。 これは私の主観ですが、できないところにフォーカスし、取りこぼさないように指導され、努力こそが大切なんだと、その時は褒めてくれても、次の課題を与えられ、そこに応えられなくなるくらい疲れ、自分ではできない子なんだと植え付けられているような感じがして、努力しないと見せしめのように怒られ、プライドが傷つけられる。とはいえ、大学を出て、社会経験も積まないまま、先生となり、指導に悩むのも、膨大な仕事量をこなす事で精一杯で子どもをしっかり見れないなど、負担も大きいこともわかり、先生になりたいと思う人が減るのも頷けます。 何が正しくて、何が間違ってるとかありませんが、100年以上前から変わらぬ日本の教育で、培われた部分もあり、外国では日本人のきちんとしたところ“規律と責任“を褒められるそうです。しかし、同時にこれは諸刃の剣でもあると思います。 現在の教育の姿は「学校で教えていることは、退屈でつまらないことだけれど、そこを我慢して、先生の言うことを聞いて、言われた通りにしていけば、人生は開けていくから、黙って言われた通りにしていなさい」と言われている感じです。これで、日本の未来を担えるのでしょうか。マイノリティは排除されますが、これは果たして本当の意味で民主主義といえるのでしょうか。誰一人取り残さない教育を望みます。運動会も宿題も上靴も牛乳も選択制にしてほしいです。運動会や、勉強で順位をつけられ、自己否定が始まります。みんな習得するタイミングは違うのに足並みを揃えないといけない状況は子どもが結果苦しくなっています。そこから不登校も生まれるのではないかと思います。けれど現状、人手が足りないと思います。CSとも重なりますが、先生のお手伝いや補助、外部の人が入ることで、相談役だったり、可能です。ぜひお手伝いしたいです。そういうお母さん方一定数いらっしゃると思うので、登録システムなど作っていただけると嬉しいです。今後とも、未来の子どもたちのためによりしくお願いいたします。表現下手で、お気を悪くさせていたら申し訳ありません。 決して、対立したい訳ではなく、子どものためによりよくしたいという気持ちなので、できることがあれば喜んでさせていただきます。	令和6年度より船橋市内では全校コミュニティ・スクールとしてスタートしており、地域学校協働活動も始まっております。 学校では「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的な充実を進めることで、誰一人取り残さない教育を目指しております。今後も学校訪問などを通して、指導・助言をしていくことで、誰一人取り残さない教育を実現できるよう努めてまいります。 その他様々なご意見については、ご意見として承ります。
96	そもそも国においても必要なことであると考えるが、船橋市も公務員の大幅な定員増を実施する時期に来ているのではないか。住民数や実施すべきサービスに対して職員がとても足りていないように見受けられる。税収を増やすことも視野に入れつつ、予算を点検し、常勤の定員増を実現してもらいたい。	近年、行政に対する需要は増大するとともに、課題が多様化・複雑化していることから、良質な市民サービスを提供するため、必要な職員の確保に努めているところです。 今後も、関係部署と共有しながら、行政需要等に応じた、事務執行体制の確保に努めてまいります。
97	学ぶ意欲、道徳、家庭教育、生涯学習および活躍等 全てにおいて、一部の秀でた人々のみが活躍できるのではなく、大多数の普通の人と共に讃え合う風土の醸成が急務と考えます。例えば、兄弟を平等に育てられている家庭のお子さんですら「公立は私立に行けない奴だけが来ているのでうちらを含め終わってる。勉強はクソ」といった自己肯定(効力)感の低い発言があり、点数等で優劣をつける指導が如何に問題が多いか分かります。意欲は肯定的な関わりでこそ伸びます(脳科学の知見からもこのことが再現性をもって示されており、詳細お伝えできます)が、今回の計画案においては、あまりに「肯定」が軽視されているように見受けられる点が気に掛かりました。	ご意見のとおり、多くの人が共に讃えあう風土の醸成は大切だと考えております。学校教育で自己肯定感を高めることは必要だと考えており、決して軽視してはおりませんが、いただいたご意見を参考に学校がより良い場となるよう努めてまいります。
98	アンケート結果について、何処で誰を対象に取ったのか明記した方が宜しいかと。例えば、公民館利用の時間帯について、お年寄りや子育て世帯で夜間利用は難しいと想像しますから、違和感を覚えました。	記載が必要と思われる以下のアンケートの最下段に対象者を記載いたしました。 ・P36、37 「生涯学習に関するアンケート」 ・P41、43、45、46 「文化活動に関するアンケート調査」 ・P47 「文化振興に関するアンケート調査、文化振興に関する中高生アンケート調査」 ・P49 「船橋市子供の読書に関するアンケート調査」 ・P52、53 「図書館サービスに関する市民意識調査」 ・P55、56 「生涯学習に関するアンケート」 ・P64 「保護者アンケート「教育振興基本計画」について」